

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		研究科の専攻に係る課程の変更							
フリガナ設置者		カッコリジシ ヨモンジガクエン 学校法人 十文字学園							
フリガナ大学の名称		ジユモンジガクエンシヨシガクダクイン 十文字学園女子大学大学院 (Jumonji University graduate school)							
大学本部の位置		埼玉県新座市菅沢2丁目1番28号							
大学の目的		十文字学園女子大学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学術及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。							
新設学部等の目的		【人間生活学研究科】 人間生活をめぐる生活科学の分野において、広い視野に立つて精深な学識を修め、専攻分野における理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする。 【食物栄養学専攻】 生活科学の分野である栄養科学、食科学、健康科学の3分野において、理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする。 【博士後期課程】 「食と栄養と健康」の分野における高度に専門的な職業に従事するに必要な、自立的な研究能力に優れ、またその基礎となる豊かな学識を有する人材を養成する。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	人間生活学研究科 [Graduate School of Human Life Sciences] 食物栄養学専攻 [Department of Food and Nutritional Sciences] 計	3年	2人	1人	6人	博士(栄養学) [Doctor of Nutritional Sciences]	平成28年4月 第1年次	埼玉県新座市菅沢2丁目1番28号	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		該当なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計				
	食物栄養学専攻(博士後期課程)	4科目	1科目	1科目	5科目	16単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等						兼任教員等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	人間生活学研究科 食物栄養学専攻(博士後期課程)	13人 (13)	1人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	14人 (14)	0人 (0)	0人 (0)
		計	13人 (13)	1人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	14人 (14)	0人 (0)	1人 (1)
	既設分	人間生活学研究科 食物栄養学専攻(修士課程)	13人 (13)	1人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	14人 (14)	0人 (0)	3人 (3)
		計	13人 (13)	1人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	14人 (14)	0人 (0)	1人 (1)
合計		13人 (13)	1人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	14人 (14)	0人 (0)	1人 (1)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		76人 (78)		15人 (22)		91人 (100)		
	技術職員		0人 (0)		0人 (0)		0人 (0)		
	図書館専門職員		3人 (3)		0人 (0)		3人 (3)		
	その他の職員		0人 (0)		0人 (0)		0人 (0)		
	計		79人 (81)		15人 (22)		94人 (103)		

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地		24,121 m ²	0 m ²	0 m ²	24,121 m ²					
	運 動 場 用 地		41,716 m ²	0 m ²	0 m ²	41,716 m ²					
	小 計		65,837 m ²	0 m ²	0 m ²	65,837 m ²					
	そ の 他		19,390 m ²	0 m ²	0 m ²	19,390 m ²					
	合 計		85,227 m ²	0 m ²	0 m ²	85,227 m ²					
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
			30,688 m ² (30,688 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	30,688 m ² (30,688 m ²)					
教室等	講義室		演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設		大学全体			
	56 室		55 室	13 室	13 室 (補助職員 0人)	2 室 (補助職員 0人)					
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称			室 数					
			食物栄養学専攻(博士後期課程)			14 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊	学術雑誌 〔うち外国書〕種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	基礎となる学部との 共用分を含む 視聴覚資料について は、個別の算出 不能なため大学全 体		
			食物栄養学専攻 (博士後期課程)	10,200 [1,462] (9,799 [1,362])	44 [20] (40 [18])	4 [2] (4 [2])	4,823 (4,623)	5,146 (5,146)		300 (300)	
	計	10,200 [1,462] (9,799 [1,362])	44 [20] (40 [18])	4 [2] (4 [2])	4,823 (4,623)	5,146 (5,146)	300 (300)				
図書館			面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体		
			1,719 m ²		307		161,000				
体育館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
			3,252 m ²		該当なし						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の 見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	【教員一人当たり研究 費について】研究科 単位での算出不能な ため、学部との合計 【その他経費の見積 もり】個別の算出不 能なため大学全体	
		教員1人当たり研究費等		180千円	180千円	180千円	—	—	—		
		共同研究費等		25,200千円	25,200千円	25,200千円	—	—	—		
		図 書 購 入 費	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	—	—	—		
		設 備 購 入 費	200,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円	—	—	—		
	学生1人当たり 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
			850 千円	750 千円	750 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、資産運用収入、寄付金収入等								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		十文字学園女子大学								平成27年度入学 定員増 (40人) 平成27年度入学 定員増 (40人) 平成27年度入学 定員増 (40人) 平成27年度入学 定員増 (40人) 平成27年度入学 定員減 (△20人) 平成27年度より 学生募集停止
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	人間生活学研究科 食物栄養学専攻 (修士課程)		2	5	—	10	修士 (栄養学)	1.10	平成22年度	埼玉県新座市菅沢 2丁目1番28号	
	人間生活学部							1.01			
	幼児教育学科		4	190	3年次 5	660	学士 (教育学)	1.11	平成23年度		
	児童教育学科		4	90	3年次 5	240	学士 (教育学)	1.22	平成23年度		
	人間発達心理学科		4	140	3年次 5	450	学士 (心理学)	1.17	平成23年度		
	人間福祉学科		4	100	3年次 5	100	学士 (社会福祉学)	0.76	平成27年度		
	健康栄養学科		4	80	3年次 5	80	学士 (栄養学)	1.47	平成27年度		
	食物栄養学科		4	120	3年次 10	500	学士 (栄養学)	1.11	平成23年度		
	文芸文化学科		4	70	3年次 5	70	学士 (文学)	0.58	平成27年度		
	生活情報学科		4	100	3年次 5	410	学士 (社会情報学)	0.86	平成23年度		
	メディアコミュニケーション学科		4	80	3年次 5	390	学士 (コミュニケーション学)	0.57	平成23年度		
人間福祉学科		4	—	—	—	学士 (社会福祉学)	—	平成23年度			

	大 学 の 名 称	十文字学園女子大学短期大学部								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	表現文化学科	2 年	— 人	— 年次 人	— 人	短期大学士 (文学)	— 倍	平成24年度	埼玉県新座市菅沢 2丁目1番28号	
附属施設の概要		名称：十文字学園女子大附属幼稚園 目的：教育実習園及び研究協力園としての役割 所在地：埼玉県新座市菅沢2丁目1番28号（隣接地） 設置年月日：昭和43年4月 規模等：土地3,708㎡ 建物1,417㎡								平成27年度より 学生募集停止

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に於ける学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 6 空欄には，「—」又は「該当なし」と記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要														
(人間生活学研究科食物栄養学専攻博士後期課程)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
栄養科学分野	栄養科学特講	1前		2		○			4	1				オムニバス
食科学分野	食科学特講	1前		2		○			5					オムニバス
健康科学分野	健康科学特講	1前		2		○			4					オムニバス
総合分野	食・健康と栄養の科学総合特講	1後	2			○			13	1				オムニバス
特別研究	食物栄養学特別研究	1～3通	12				○		13	1				
合計（5科目）		—	14	6		—			13	1				
学位又は称号		博士（栄養学）		学位又は学科の分野				家政関係						
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
「食・健康と栄養の科学総合特講」「食物栄養学特別研究」の2科目14単位を必修とする。その他、「栄養科学特講」「食科学特講」「健康科学特講」から1科目2単位を履修し、合計16単位以上を修得すること。かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。								1学年の学期区分				2期		
								1学期の授業期間				15週		
								1時限の授業時間				90分		

（注）

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

授 業 科 目 の 概 要			
（人間生活学研究科食物栄養学専攻博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
栄養科学 分野	栄養科学特講	（概要） 食物栄養学専攻博士後期課程の3つの教育研究分野のコアとなる栄養科学分野の特別講義である。当該分野を概観し、開始した自らの特別研究の位置確認と意義を確信する場とすることを目的とし、1年次の前期に配置されている。栄養科学分野の専任教員がオムニバス方式で、代謝栄養学、基礎栄養学、公衆栄養学、臨床栄養学、国際栄養学に関する最新の知見や理論、また課題について講義するとともに、学生との意見交換を行う。 （オムニバス方式／全15回） （6 志村二三夫／3回） 1. 序論：栄養科学における最近の進歩と課題 2. エネルギー栄養素は燃焼するか（ラボアジェへの反問） 3. 栄養なくして生命なし（No Life without Nutrition） （14 中村禎子／2回） 4. 非古典的营养素（難消化吸収性成分）の栄養機能 5. 腸内細菌の健康に果たす役割－腸内細菌由来水素ガスおよび代謝産物の代謝ならびに栄養学的意義 （10 長澤伸江／3回） 6. 生活習慣病予防のEBN(1) (Evidence-based nutrition of lifestyle-related diseases) 7. 生活習慣病予防のEBN(2) (Evidence-based nutrition of lifestyle-related diseases) 8. 疫学で理解する食事摂取基準(Dietary reference intakes understood by epidemiology) （3 岩本珠美／3回） 9. EBNに基づく栄養食事療法：糖尿病 10. EBNに基づく栄養食事療法：脂質異常症 11. EBNに基づく栄養食事療法：高血圧 （13 山本茂／4回） 12. コメは糖尿病の原因となるか(Rice is to blame as a cause of type-2 diabetes) 13. よい学校給食は肥満を予防できるかも (A good school lunch may prevent obesity) 14. 旨味と健康 (Umami and health) 15. 栄養学論文の書き方 (How to write article for publication) まとめ (summary)	オムニバス方式
食科学 分野	食科学特講	（概要） 食物栄養学専攻博士後期課程の3つの教育研究分野の一つ、食科学分野の特別講義である。当該分野を概観し、開始した自らの特別研究の位置確認と意義を確信する場とすることを目的とし、1年次の前期に配置されている。食科学分野の専任教員がオムニバス方式で、食品学、食品機能学、調理科学、給食経営管理学、食生活学に関する最新の知見、理論・技術について講義するとともに、学生との意見交換を行う。 （オムニバス方式／全15回） （4 栗崎純一／4回） 1. 序論：食科学における最近の進歩と課題 2. 未利用食資源の機能開発 3. 食品タンパク質の構造と利用特性 4. 食品タンパク質・ペプチドの構造と生体調節機能 （2 井手隆／3回） 5. 食品中脂質成分の生理機能に関する最新知見：概説 6. 機能性脂質の構造と生体活性相関 7. 機能性脂質の生産・利用の現状と展望 （9 長尾昭彦／2回） 8. 機能性植物二次代謝産物の構造と生体有効性・生理機能相関 9. 機能性植物二次代謝産物の生産・利用の現状と展望 （5 小林三智子／3回） 10. 食品物性評価の最新理論と評価技術 11. 官能評価の最新理論と評価技術 12. 味覚と生体応答のクロストーク （11 名倉秀子／3回） 13. 大量調理の最新理論と技術 14. 食生活の変容と食生活文化の課題 15. まとめ	オムニバス方式

健康科学分野	健康科学特講	(概要) 食物栄養学専攻博士後期課程の3つの教育研究分野の一つ、健康科学分野の特別講義である。当該分野を概観し、開始した自らの特別研究の位置と意義を確信する場とすることを目的とし、1年次前期に配置されている。健康科学分野の専任教員がオムニバス方式で医学、スポーツ医学、公衆衛生学（産業保健）、運動生理学に関する最新の知見、理論・技術について講義するとともに、学生との意見交換を行う。 (オムニバス方式／全15回) (1 池川繁樹・7 高橋正人・8 田中茂・12 松本晃裕／1回) (共同) - 序論：健康科学における最近の進歩と課題 (8 田中茂／3回) - 食品取扱（食品製造、給食調理等含む）で、なぜ労働災害が多いのか（業種別で1番労働災害の発生が高い） - 労働衛生5管理から労働災害を防止する - 労働災害防止、食品衛生管理と異物混入対策等を含む総合労働衛生管理体制の確立 (12 松本晃裕／1回) - 運動における呼吸・循環系の役割 (1 池川繁樹／1回) - 運動における筋肉の役割 (7 高橋正人／1回) - スポーツ医学（貧血と食事、熱中症の予防法など） (12 松本晃裕／1回) - スポーツ医学（気管支喘息など、オーバートレーニング症候群） (7 高橋正人／1回) - 食物アレルギー、食物依存性運動誘発性アナフィラキシー (1 池川繁樹／1回) - 中高年者における健康づくりのための運動療法 (12 松本晃裕／2回) - 生活習慣病と運動療法 - 虚血性心疾患と心臓リハビリテーション (1 池川繁樹／1回) - 骨粗しょう症と食事療法 (7 高橋正人／1回) - その他の内科疾患と食事療法 (1 池川繁樹・7 高橋正人・8 田中茂・12 松本晃裕／1回) (共同) - まとめ	オムニバス方式 ・共同（一部）
総合分野	食・健康と栄養の科学総合特講	(概要) 食物栄養学専攻の3つの教育研究分野（栄養科学・食科学・健康科学）を俯瞰する総合分野の科目であり、全教員がオムニバス方式で担当する。専門分野の研究を進める中で、「食あつての栄養、栄養あつての健康」という事実、「栄養」が「食」と「健康」を連させる現象である事実に立ち返り、人間にとっての栄養（人間栄養）とは何かをあらためて問い直す意味で、1年次後期に開講する必修講義科目であり、研究を進める上で求められる多角的・科学的な視点を育むことを目的とする。各教員の専門分野における最新の知見や理論、また課題について講義するとともに、学生との意見交換を行う。 (オムニバス方式／全15回) (6 志村二三夫／1回) - 人体の栄養学的特性 (14 中村禎子／1回) - 腸内細菌を介した健康の保持・増進 (10 長澤伸江／1回) - 公衆栄養の現状と問題点を探る (3 岩本珠美／1回) - 臨床栄養分野から考える食・栄養と健康づくり (13 山本茂／1回) - 人間栄養とは何か (4 栗崎純一／1回) - 食品タンパク質科学研究の意義 (2 井手隆／1回) - 栄養素、機能性因子としての食品脂質 (9 長尾昭彦／1回) - 食品機能性成分の生体利用性 (5 小林三智子／1回) - QOL向上のための食べ物と味覚との関わり (11 名倉秀子／1回) - 健康づくりと食環境の整備 (8 田中茂／1回) - 食品製造（給食調理を含む）における労働衛生 (1 池川繁樹／1回) - 運動と食から考えるこれからの健康づくり (7 高橋正人／1回) - 薬物やサプリメント（乱用）の問題 (12 松本晃裕／1回) - スポーツにおいて必要なエネルギー摂取量について (4 栗崎純一・6 志村二三夫・12 松本晃裕／1回) (共同) - まとめ	オムニバス方式 ・共同（一部）

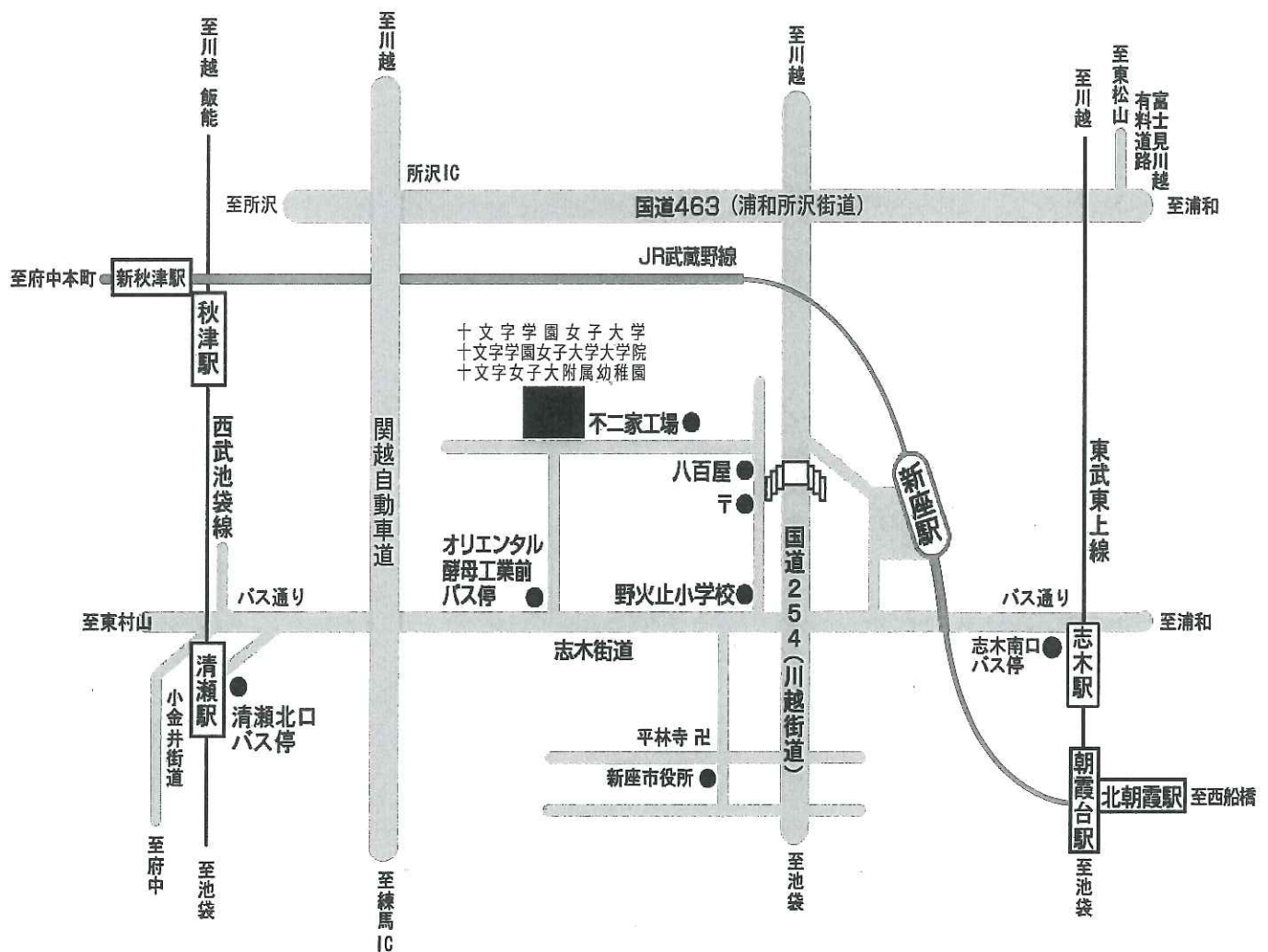
特別研究	食物栄養学特別研究	(概要) 特別研究では、博士論文作成のための研究指導を行い、「食と栄養と健康」の分野における高度に専門的な職業あるいは研究者に求められる自立的な研究能力の獲得をめざす。自立的な研究能力の前提である科学的態度・研究倫理の教育も行う。栄養科学・食科学・健康科学分野ごとに提示された下記課題の中から1つを選択し、研究指導教員の指導のもとに研究を進める。当該課題に係る文献研究等を経て、解決すべき仮説を設定し、実験研究・調査研究・理論研究等の方法論を用いて仮説の検証に取り組み、新たな科学的知見として得られた研究成果について批判に耐え得る論文を作成する。このように、新たな科学的根拠の創出およびその情報発信の力を向上させて、自立的な研究能力を涵養する。なお、講義科目・特講については、研究指導教員が担当する分野の科目を選択することが望ましい。 (1 池川 繁樹) 健康科学分野の研究課題として、筋力トレーニング、身体活動量、生活習慣病および寝たきり対策に関する研究課題を取り上げ、指導する。より具体的には、筋力トレーニングの至適負荷の探求、身体活動量のよりよい評価法の開発、生活習慣病対策としての運動負荷法の検討を行なう。また、近年、課題となっている寝たきり対策や転倒予防を目的とした研究指導を行う。 (2 井手 隆) 食科学分野の研究課題として、循環器系疾患の主危険因子である高脂血症を食品により防ぐことを目的に、食品成分が脂質代謝に与える効果を解析するために設定された研究に対する指導を行う。具体的には食品成分が脂質代謝に中心的役割を果たす肝臓での脂質代謝系（脂肪酸合成系、脂肪酸酸化系、コレステロール合成系およびコレステロール異化系）の酵素の活性およびmRNA量に与える影響を動物実験で解析・評価し、さらに、これら代謝系を調節するシグナル伝達系に与える影響についても精査を行うことを目的とした研究に対し指導を行う。 (3 岩本 珠美) 栄養科学分野の研究課題として、動脈硬化症予防の栄養療法に関する研究を行う。粥状動脈硬化症の危険因子として肥満、脂質異常症、糖尿病、高血圧などが挙げられている。これらの疾患は、食・栄養や生活習慣が深く関係している。また、生活習慣病の発症には、活性酸素が関与していることが指摘されている。食品成分に対する反応には個人差があり、動脈硬化症予防のためには、生体側と食品成分側の両面の要因の検討が必要であると考えられる。そこで、具体的には食品成分の食後高脂血症や高血糖、酸化ストレス、糖化へ及ぼす影響を明らかにすることを目的とした研究指導を行う。 (4 栗崎 純一) 食科学分野の研究課題として、未利用食資源の機能開発及び有効利用に関する研究を取り上げ指導する。より具体的には、とくに未利用タンパク質を研究対象として、既利用食品タンパク質より優れた潜在的食品機能を探索する。一方、未利用タンパク質にありがちなアレルギー性の低減化をめざす。また、対象タンパク質の消化・吸収性、体内動態にも着目し、実用的な食品利用を図る。さらに、対象タンパク質に由来するペプチドの潜在的食品機能を開発し、その構造の解明と有効利用を目的とした研究指導を行う。 (5 小林 三智子) 食科学分野の研究課題として、調理科学および心理物理学的手法を用いて、味覚感受性の評価について研究を進め、おいしさの評価する指標となることをめざして設定された具体的課題について研究指導を行う。すなわち、調理科学的観点から食品の物性を検討し、心理物理学の観点からヒトの味覚感受性について、官能評価を用いて検討する。最終的には、おいしさに寄与する要因の解析を行うとともに、味覚感受性と心理状態や生体反応との関連性を追求することを具体的課題とする研究指導を行う。 (6 志村 二三夫) 栄養科学分野の研究課題として、代謝栄養学的手法を用いて、微量栄養成分・植物の二次代謝産物の有用性（安全性・有効性）を評価することを目的に、体内代謝の中心臓器かつ脂溶性生体異物の標的である肝臓への影響とその機序を解析するために設定された実験および論文作成を指導する。より具体的には、PubMedやNatural Medicines Comprehensive Databaseを検索し、市場での流通状況も勘案し、疫学的手法により健康の維持・増進への有効性がある程度示唆されているが、安全性、標的部位や作用機序が明確ではない微量栄養成分・植物の二次代謝産物を対象に検討・評価を行う。実験動物・培養細胞への投与・添加の影響を、肝臓の主要代謝経路また薬物代謝系の酵素活性・タンパク質・mRNAレベル等における遺伝子発現を指標として解析する。ヒトへの外挿に留意を払う研究指導を行う。	
------	-----------	---	--

特別研究	食物栄養学特別研究	(7 高橋 正人) 健康科学分野の研究課題として、特に医学、運動生理学、スポーツ医学などの分野において研究指導を行う。日本においてもアスリート・運動愛好家において競技力を高めるためや健康のためにも薬物やサプリメントの使用が広まっている。しかしながら、これにより逆に副作用により重大な障害を呈する症例も少なくない。この問題についてこれまで症例検討や、薬物・サプリメントの使用調査、および動物実験を用いての内分泌学、病理学的な検討を行うことを目標とする。またこの問題のみならずスポーツ医学と健康・栄養における諸問題についても希望があれば研究を行うこととする。これらを踏まえて、医学的観点、特にスポーツ医学および内分泌学的観点から問題点を分析・検討・評価し、現代人の健康増進に資することを具体的課題とする研究指導を行う。 (8 田中 茂) 健康科学分野の研究課題として、食品製造（給食調理を含む）作業の労働衛生に関する研究を取り上げ指導する。食品製造における労働災害の発生は、産業の業種別で一番高い。その実態を把握するとともに、災害防止のためのリスクアセスメントの実施、環境改善について研究する。更に、食中毒を起こさないための衛生管理対策や異物混入対策を含めた総合労働衛生管理の構築について研究指導を行う。 (9 長尾 昭彦) 食科学分野の研究課題として、食品に含まれる機能成分の効果的な利用を図ることを目的とし生体利用性に関わる諸要因を解析する研究を指導する。具体的には、機能成分の消化過程での挙動、腸管吸収、組織分布、代謝変換を解析し、また、このような体内動態と機能発現機構との関わりを解明することを指導する。 (10 長澤 伸江) 栄養科学分野の研究課題として、疫学・公衆栄養学的アプローチにより、地域や職域における健康と栄養問題を社会的要因との関係で捉え、疾病予防や健康増進に役立つエビデンスを得られるよう具体的に設定された課題について研究指導を行う。 (11 名倉 秀子) 食科学分野の研究課題として、生活の質の向上および生活習慣病予防のために、食環境整備の一つとして給食施設の栄養・食事管理が求められている。給食が利用者の健康づくりに寄与することをめざして、調理科学的な手法、食文化など社会調査的手法を用い、給食施設のフードサービスマネジメントに関する研究の実践、指導を行う。 (12 松本 晃裕) 健康科学分野の研究課題として、アスリート・運動愛好家や、生活習慣病を有する中高年者などの人々を対象とし、全身持久力の指標である最大酸素摂取量、運動時の心機能や循環動態の測定、運動習慣、日常生活活動量、食事内容、疾病の有無などを調査し、運動生理学的、あるいは医学的観点から検討する。あるいは、生活習慣病の予防を図るための栄養改善や運動療法についての検討を行う。 (13 山本 茂) 栄養科学分野の研究課題として、日本、アジア、世界の食文化との関係から栄養学を学ぶ。たとえば、和食はユネスコ世界遺産に登録されたとの報告が多い。白米と日本の食文化、そして人々の健康とともに議論して考えていきたい。日本の食事の特徴の一つは、旨み成分の利用であろう。なぜ人は旨いと感じるのか、その背景には重要な生理上の役割があることを考える。日本の学校給食は世界一優れている。特に給食が食育と結びついた点は、活気的であり、世界の模範となるであろう。しかし、日本の学校給食については諸外国ではあまり知られていない。以上のような栄養学は、現実の栄養学の課題である。日本は世界トップあるいはトップクラスの長寿国でありながら、日本の栄養学は、世界的には知られておらず、米食文化の東南アジアでもアメリカの肥満問題が話題の中心となる。この原因は、栄養士、栄養専門家が、現実の栄養学について情報発信（主に論文）ができていないためと考えられる。論文を書くために、研究計画、データ処理の方法、そして論文にする方法について学ぶ。また、留学生を多く招き、日本の栄養学を学び、将来の母国の発展に貢献できる力をつける。 (14 中村 禎子) 栄養科学分野の研究課題として、新規に開発された難消化吸収性糖質を試験物質とし、生体における代謝の特徴ならびに腸内細菌を介した生理機能を探索し、ヒトにおける栄養学的意義を明らかにする。研究の展開としては、まずin vitroにおける消化性や発酵性実験などを実施し、その後動物を用いたin vivo実験を実施する。試験物質の有効性や安全性が確保された場合、ヒトを対象とした実験を実施する。	
------	-----------	--	--

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

十文字学園女子大学
 十文字学園女子大学大学院
 十文字女子大附属幼稚園



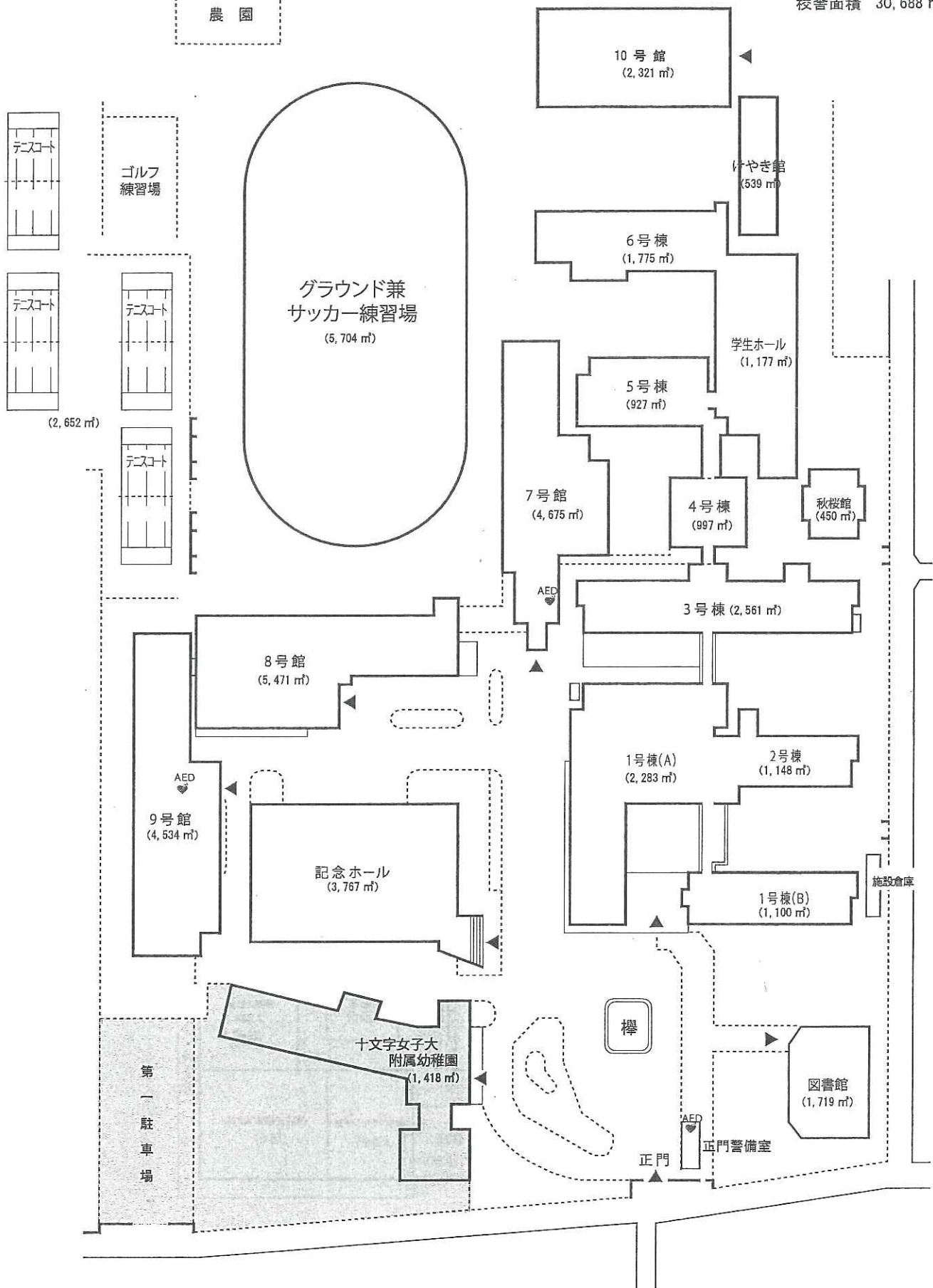
- JR武蔵野線新座駅下車、徒歩8分
- 東武東上線「志木駅」発「清瀬駅」行きバス
- 西武池袋線「清瀬駅」発「志木駅」行きバス
 ともにオリエンタル酵母工業前下車、徒歩5分

建物配置図

JFA 公認
サッカーグラウンド

農 園

校地面積 65,837 m²
 その他 19,390 m² ※
 ※網掛け部分の他、JFA公認サッカーグラウンドの
 奥の山林を含む
 校舎面積 30,688 m²



十文字学園女子大学大学院学則（案）

平成24年4月1日学則第2号

平成22年4月1日制 定

平成28年4月1日改 正 案

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、十文字学園女子大学学則（以下「大学学則」という。）第4条の規定により、十文字学園女子大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本大学院は、十文字学園女子大学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学術及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（課程）

第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（修業年限）

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。
- 3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 この学則において、前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

（長期履修生）

第5条 修士課程において、学生が職業等を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望する者の標準修業年限は、3年又は4年とする。

- 2 博士後期課程において、学生が職業等を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望する者の標準修業年限は、4年、5年又は6年とする。
- 3 長期履修生に関する事項は別に定める。

（研究科）

第6条 本大学院に人間生活学研究科を置く。

- 2 人間生活学研究科は、人間生活をめぐる生活科学の分野において、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻)

第7条 人間生活学研究科に、食物栄養学専攻を置く。

2 本専攻は、生活科学の分野である栄養科学、食科学、健康科学の3分野において、理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第8条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

研 究 科	専 攻	課 程	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	食物栄養学専攻	修士課程	5名	10名
		博士後期課程	2名	6名

第2章 学年暦

(学年、学期及び休業日)

第9条 学年、学期及び休業日については、大学学則の規定を準用する。

第3章 入学・休学・退学等

(入学の時期)

第10条 学生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、本大学院において、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第11条 修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院で定められた入学者選考方法による試験に合格したものとする。

一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、学校教育法施行規則第155条第1項第4号の規定により文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）であって、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者

八 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院において認めた者

ア 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者

- イ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
 - ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
 - エ 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、学校教育法施行規則第160条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 九 前各号に掲げる者のほか、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院で定められた入学者選考方法による試験に合格したものとする。
- 一 修士の学位や専門職学位を有する者
 - 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、学校教育法施行規則第156条項第3号の規定により文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 四 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 五 学校教育法施行規則第156条項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者
 - 六 前各号に掲げる者のほか、本大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 3 第1項第8号、第9号及び前項第6号に該当する者の認定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。
- （入学の出願手続き）
- 第12条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。
- （入学者の選考）
- 第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
- （入学の手続き及び入学許可）
- 第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他別に定める書類を提出するとともに、所定の入学登録料（入学金）を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- （再入学）
- 第15条 学長は、本大学院をいったん退学した者が再入学を希望した時は、選考の上これを許可することがある。
- （復学）
- 第16条 休学者の復学は年度始めとする。ただし、学長は、事情によりその変更を許可することがある。
- （留学）
- 第17条 本大学院の学生が、外国の大学院に留学を願い出た場合、学長は研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。
- 2 留学の許可を受けた者については、その許可された期間のうち、1ケ年を限度として、在学期間に算入することができる。
- （休学）

第18条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して、修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えることができない。

3 休学期間が満了したときは、願い出の有無に関わらず復学となる。ただし、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が決定し、除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第21条に定める在学年限を超えた者
- 三 第18条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 死亡した者

2 前項第一号により除籍となった者が当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍を願い出た場合は、審査の上、学長がこれを許可する場合がある。

3 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年数)

第21条 修士課程の最長在学年数は4年、博士後期課程の最長在学年数は6年とする。ただし、休学期間はこれに算入しない。

第4章 教育課程

(教育方法)

第22条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

2 本大学院における授業科目及び単位数については、研究科規則で定める。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学院における授業科目の履修)

第24条 学長は、研究科委員会において、あらかじめ他大学の大学院と協議して双方の承認が得られたとき、学生に当該他大学の大学院授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した単位は10単位を超えない範囲で本学大学院において履修したものとみなすことができる。

(本学学部における授業科目の履修)

第25条 本大学院の学生で十文字学園女子大学（以下「本学」という。）の学部授業科目の履修を志願する者があるときは、学長は、研究科委員会及び当該授業を開講する学部の教授会の議を経て、当該授業科目の履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学の学部における授業科目の履修については、本学の学長が定める履修規定によるものとする。

3 第1項の規定に基づき学生が履修した授業科目についての単位は、第29条に規定する単位としては認定しないものとする。

(授業科目の聴講)

第26条 本大学院の学生で本学の学部の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、当該学生の研究指導を行う教員及び当該授業を担当する教員の許可を得て、当該授業科目を聴講させることができる。

(履修方法等)

第27条 この章に定めるもののほか、本大学院の授業科目、単位の計算方法及び認定、履修方法並びに研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第28条 研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間そのほか特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教員免許状等資格取得)

第29条 教育職員免許状を受けようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項により取得できる免許は次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	教員免許状の種類
人間生活学研究科	食物栄養学専攻 (修士課程)	栄養教諭専修免許状

第5章 課程修了の要件、学位授与

(修士課程の修了要件)

第30条 本学大学院の修士課程の修了認定を受けるにあたり、本大学院修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(博士後期課程の修了要件)

第31条 本学大学院の博士後期課程の修了認定を受けるにあたり、本大学院博士後期課程に3年以上在学して16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位の授与)

第32条 学長は、課程修了の認定を得た者に対しては、次の区分に従い学位を授与する。

修士課程	食物栄養学専攻	修士(栄養学)
博士後期課程	食物栄養学専攻	博士(栄養学)

第6章 賞罰

(賞罰)

第33条 本大学院の学生として表彰に値する行為があった者は、十文字学園女子大学・同短期大学部学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第34条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席正常でないと認められる者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7章 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第35条 本大学院の学生以外で、本大学院における授業科目の一部の履修を志願する者に対しては、在学生の学修に差し支えない場合に限り、学長は、研究科委員会の選考を経たうえで、科目等履修生としてその履修を許可することができる。

(研究生)

第36条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の研究科及び専攻に関連した学術研究を志願する者があるときは、学長は研究生として履修を許可することができる。

(特別聴講学生)

第37条 他の大学院の学生で本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、学長は当該他の大学院との協議を経て、特別聴講生として履修を許可することができる。

2 聴講生が履修した授業の科目に対しては、単位は授与しない。

(入学志願の手続き)

第38条 この章に定める者の入学志願の手続きは、学長が別に定める。

第8章 検定料、入学登録料（入学金）、授業料及びその他の費用

(検定料、入学登録料、授業料及び施設費の金額)

第39条 本大学院の検定料、入学登録料（入学金）、授業料及び施設費の金額は次のとおりとする。

入学検定料	35,000円
入学登録料（入学金）	100,000円
授業料	600,000円
施設費	50,000円

(授業料の納付)

第40条 授業料は、年額の二分の一ずつを二期に分けて前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納付しなければならない。ただし、一年次に納付する授業料にかかる納付期日については、別に定めるところによるものとする。

2 特別の事情により授業料を納めることができない者又は所定の納期に納入困難な者に対しては、願い出により分納又は延納を許可することがある。

(実験実習・教育充実費等経費)

第41条 実験実習・教育充実費は、別に納入しなければならない。

実験実習・教育充実費 100,000円

(学費未納者の取り扱い)

第42条 授業料及びその他の学費を納めない者は、試験を受けることができない。

(退学及び休学等における授業料)

第43条 退学及び休学等の授業料については、大学学則第56条及び第57条の規定を準用する。

(入学登録料、授業料の免除及び徴収の猶予)

第44条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ修学に熱意があると認める場合又

はやむを得ない事情があると認められる場合は、入学登録料、授業料の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 入学登録料、授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教員及び運営組織

(学長の職務)

第45条 学長は本学の校務に関する最終的な決定権及び責任を有する。

(教員組織)

第46条 本大学院における授業科目及び研究指導は、本学の専任教員が担当する。ただし、必要がある場合、授業科目の担当については、研究科委員会の議を経て兼任の講師をもってこれに代えることができる。

(運営会議)

第47条 本大学院の重要な事項については、大学学則第18条に規定する運営会議の審議を経るものとする。

(研究科委員会)

第48条 本大学院運営のために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の審議、運営に関し必要な事項は別に定める。

(協議会)

第49条 本大学院の重要な事項については、協議会で協議するものとする。

(研究科長等)

第50条 本大学院の研究科に研究科長を置き、学長をもって充てる。

2 専攻に主任を置き、所属の教授から学長が任命する。

3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

第10章 雑則

(点検評価等)

第51条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学則の変更)

第52条 この学則に変更の必要が生じたときは、学長は、研究科委員会の議を経て、変更することができる。

(大学学則の準用)

第53条 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、大学学則を準用する。

(補則)

第54条 この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成２３年１０月１日より施行する。

附 則

この学則は、平成２４年４月１日より施行する。

附 則

この学則は、平成２４年７月１日より施行する。

附 則

この学則は、平成２５年４月１日より施行する。

附 則

この学則は、平成２６年９月１日より施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この学則は、平成２７年４月１日より施行する。

附 則

この学則は、平成２８年４月１日より施行する。

目 次

① 設置の趣旨及び必要性	・ ・ ・ p. 1
② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・ ・ ・ p. 6
③ 教育課程の編成の考え方及び特色	・ ・ ・ p. 6
④ 教員組織の編成の考え方及び特色	・ ・ ・ p. 8
⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び卒業要件	・ ・ ・ p. 10
⑥ 施設、設備等の整備計画	・ ・ ・ p.12
⑦ 既設の学部（修士課程）との関係	・ ・ ・ p.14
⑧ 入学者選抜の概要	・ ・ ・ p.15
⑨ 「大学院設置基準」第 1 4 条による教育方法の実施	・ ・ ・ p.16
⑩ 管理運営	・ ・ ・ p.17
⑪ 自己点検・評価	・ ・ ・ p.17
⑫ 情報の公表	・ ・ ・ p.18
⑬ 教育内容等の改善のための組織的な研修等	・ ・ ・ p.20

① 設置の趣旨及び必要性

ア 法人、大学および既設学科等の教育研究上の理念、目的

1) 学校法人十文字学園及び十文字学園女子大学の理念、目的

学校法人十文字学園（以下「本学園」という。）の建学の精神は、学園歌「身をきたへ 心きたへて 世の中に たちてかひある 人と生きなむ」に端的に示され、本学園の始まりとなる文華高等女学校が開校した大正 11 年 2 月以来、今日までゆるぎなく継承されている。

本学園の目的は、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、当学園の建学の精神に則り社会に役立つ有用な女性を育成すること」（学校法人十文字学園寄附行為第 3 条）であり、十文字学園女子大学（以下「本学」という。）の目的は、「建学の精神「身をきたへ 心きたへて 世の中に たちてかひある 人と生きなむ」に基づき、社会の要請に応じる学術の理論と応用を教育研究することによって、社会・文化の発展に貢献する人間性豊かな人材を育成すること」（十文字学園女子大学学則第 1 条）である。

平成 26 年度現在、本学は人間生活学部の単一学部で構成されており、その人間生活学部の教育研究上の目的は、「「生活学」、「女性学」を教育研究の中核とし、その具体的課題を人文、社会、自然の諸科学の成果を応用して追究するとともに、生活諸課題を合理的に解決し、発展させることのできる人材を育成すること」（十文字学園女子大学学則別表）である。平成 27 年度から、この人間生活学部は、幼児教育学科、児童教育学科、人間発達心理学科、人間福祉学科、健康栄養学科、食物栄養学科、文芸文化学科、生活情報学科、メディアコミュニケーション学科の 9 学科体制となり、幅広い職業人の養成をさらに強く推し進める。

また、平成 26 年度には文部科学省「地（知）の拠点整備事業」（大学 COC 事業）の採択校に選定され、地元埼玉県新座市はじめ包括協定締結先 6 市との連携協力のもと、地域を志向した教育・研究・社会貢献を進め、さまざまな人材・情報・技術が集まる地域コミュニティにおける中核的存在をめざした取り組みがスタートした。

こうした中、平成 22 年度に食・栄養・健康分野の教育研究の高度化をめざして設置した大学院人間生活学研究科食物栄養学専攻修士課程（以下、「食物栄養学専攻修士課程」という。）は 5 年を経過し、その成果が着実に表れているところである。

2) 食物栄養学科及び食物栄養学専攻修士課程における教育研究

今回、設置を計画している十文字学園女子大学大学院人間生活学研究科食物栄養学専攻博士後期課程（以下、「食物栄養学専攻博士後期課程」という。）は、食物栄養学専攻修士課程を基礎とする。その食物栄養学専攻修士課程は、生活科学（家政学）系の学科である食物栄養学科を基礎として設置され、同学科と同様に、生活科学（家政学）系を教育研究の柱とする専攻である。

食物栄養学科の沿革は、昭和 41 年度に十文字学園女子短期大学家政科として設置されたことに遡る。その後着実に発展を遂げ、平成 14 年度に十文字学園女子大学人間生活学部食物栄養学科として開設され、管理栄養士養成施設として厚生労働省の認可を受けた。平成 17 年度には、栄養教諭一種免許状を取得できる教職課程の認定を受けた。さらに、平成 21 年度からは、管理栄養士養成施設としては本邦初の衛生管理者養成施設、また当時は希少であった健康運動実践指導者養成施設の認定を受けて、さらに幅広い「食と栄養と健康」分野の職業人の養成に取り組んできた。

本学を巡るこのような状況の中、管理栄養士に代表される「食と栄養と健康」の専門家に対する社会的ニーズは増々高まり、また広がりを見せている。すなわち、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病の対策、ロコモティブシンドロームをはじめとする老年症候群対策、国内外における栄養の過剰と不足の二重苦（Double Burden of Nutrition）の問題、食と栄養の教育、和食を含む食文化の継承・普及、おいしさの探求、機能性食品等の研究開発、食の安全・安心確保、健康づくりのための栄養施策、大量調理施設等の安全衛生管理、日本の栄養士制度・人材養成システムの輸出による国際貢献等、「食と栄養と健康」の専門家が力量を発揮して活躍できる場は多様化かつ高度化してきており、資質の高い人材の養成が求められている。

こうした状況を鑑み、平成 22 年度に開設した食物栄養学専攻修士課程では、学生の多様なニーズに対応した教育研究を行えるよう、教育課程、また教員組織を編成して教育・研究指導に取り組んできた。平成 22 年度（1 期生）から平成 25 年度（4 期生）までの入学者は計 26 人あり、5 人の入学定員に対して定員割れを生じた年度はなかった。26 人のうち、平成 26 年度末までに長期履修生 4 人及び退学者 2 人を除く 18 人が修士号を取得している。退学者のうち 1 人は、食物栄養学専攻修士課程での研究成果を踏まえ他大学で博士号取得可能となったことによる。また、栄養教諭一種免許状所持の修了者 5 人のうち 4 人は既に同専修免許状を取得し、1 人は取得見込（平成 27 年 4 月以降）である。食物栄養学専攻修士課程では多様な人材養成を行うことをめざしており、栄養教諭等の現職にある社会人はもとより、男子学生、また留学生も受け入れている。これまでの留学生の出身国は、ベトナム、台湾、カンボジア、中国である。

このように、食物栄養学専攻修士課程は設置してから 5 年を経過する中で、着実に成果を上げてきており、本計画はこの裏付けのもとに、食物栄養学専攻博士後期課程を設置しようとするものである。

イ 食物栄養学専攻博士後期課程設置の趣旨及び必要性

大学院学則では、食物栄養学専攻は「生活科学の分野である栄養科学、食科学、健康科学の 3 分野において、理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする」（第 7 条）と明示されている。また、博士課程は「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」（第 3 条）と規定されている。

これらを踏まえ、本計画は、「食と栄養と健康」の分野における高度に専門的な業務に必要な自立的な研究能力に優れ、またその基礎となる豊かな学識を有する人材を育成するために、食物栄養学専攻博士後期課程を設置することを趣旨とする。合わせて、「食と栄養と健康」の分野において自立して研究活動を行う研究者の養成にも対応できるようにする。

なお、いずれの人材養成の場合も、「食と栄養と健康」の分野において、自立的に研究対象とすべき課題を発見し、その解決に自立的に取り組める研究力を涵養することが重要であることから、研究指導を通して、同分野における科学的知見（エビデンス）を知り、使い、さらに創り、伝える能力を習得させることに力を注ぐ。

食物栄養学専攻博士後期課程設置の必要性は、まず修士課程設置以来、比較的短期間で、多くの修士号取得者、また栄養教諭専修免許状取得者を育成することができ、着実に成果が上がっていることと深く関わる。一般的に修士の学位取得者は、理論と実践の研究能力を高めつつ、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養

ってはいるものの、自立的な研究能力が十分に身につくには至っていないことが多い。「食と栄養と健康」の分野の実践活動の現場では、様々な問題が生じており、その解決には科学的観点・手法に基づく研究対象とすべきものもある。自立的な研究能力に優れ、科学的視点に基づく企画・立案、実施、評価と取りまとめ、成果の公表と情報の共有を執り行う現場研究力が求められる。しかし、そのような力量のある人材、したがって当該分野で十分なリーダーシップを発揮できる人材は育っていない。博士後期課程設置に係る有識者対象のアンケートにおいても、「研究開発をリードできる人材」「国際的な栄養実践リーダー」「栄養関連の学会のリーダー」などの必要性を訴える回答が寄せられている（資料 1）。よって、修士課程において研究能力を高めた修了者が、自立的な研究能力の向上を図り、更なるステップアップをめざせるよう後押しの道筋をつけることは、実績ある修士課程を設置している本学としては修了者に対する責務であるとともに、人材育成の面から社会貢献をめざす本学にとって必要性が高い。また、食物栄養学専攻修士課程の進学予定者、在学院生、修了生に取ったアンケートでも、33.3%が食物栄養学専攻博士後期課程に「進学したい」と回答しており、「進学を検討したい」との回答を合わせると 76.1%にもなる（資料 2）。

さらに、ア) 1) で述べたように、本学は文部科学省「地（知）の拠点整備事業」の採択校となり、近隣地域における知の拠点としての取組を長期にわたって持続することが求められている。そのためには、本学が博士課程を設置する實力をもち、確固たる人的・物的資源に基づく教育研究基盤を有し、高度な教育研究を実施できる教育研究機関であることが社会的に広く認知されることが重要である。「食と栄養と健康」分野における地域コミュニティ等からの提案に基づいて高度な教育研究に取組み、その成果を大学の知的財産として地域コミュニティや産業界・行政等に還元し、また地場産業の発展・活性化につなげるとともに、公的研究費や企業等からの研究助成を獲得し、それらを下支えに、息の長い知の拠点として本学を持続的に発展させる上で、食物栄養学専攻博士後期課程の設置は必要である。

ウ どのような人材を養成するのか

食物栄養学専攻博士後期課程は、「食と栄養と健康」の分野における高度に専門的な職業に従事するに必要な、自立的な研究能力に優れ、またその基礎となる豊かな学識を有する人材の養成を主な目的とし、合わせて同分野において自立して研究活動を行う研究者の養成にも対応できるようにする。

なお、いずれの人材養成の場合も、「食と栄養と健康」の分野において、自立的に研究対象とすべき課題を発見し、その解決に自立的に取組める研究力を涵養することが重要であることから、同分野における科学的知見（エビデンス）を知り、使い、さらに創り、伝える能力を習得させることに力を注ぐ。そのための基礎力として、科学領域での国際語である英語力を高め、英文論文やデータベース等からエビデンスを収集し、英文で情報発信できる力を育むことは、これからの「食と栄養と健康」の専門家として力強く生き抜くために必要不可欠である。さらに、「栄養なくして生命なし（No Life without Nutrition）」・「栄養の質（Quality of Nutrition: QON）」の向上は人間生活の質（Quality of Life: QOL）の向上の大前提」という科学的信条をゆるぎなきものとし、栄養科学、食科学、健康科学分野のコースワークを通して学識を磨くことが期待される。食糧・栄養施策や食糧安全保障等に対する見識、また国際的な視野を育むとともに、新開発食品や和食に代表される伝統食は知的資産であり食文化の賜物であることへの理解も求められる。次世代を担う子供達また中高年者への栄養・食生活の教育による行動変容の支援、食の安全・安心の確保、地

域コミュニティ等における健康づくりのための運動・栄養指導、「食と栄養と健康」の専門家の職場の安全衛生・健康づくりへの貢献のための基礎的素養のさらなる向上も重要である。

これらの基礎力をベースに、現場研究あるいは学術研究の能力を涵養するよう教育研究に努め、より具体的には、社会的要請と学生個人の経歴を踏まえつつ、修了後には以下に掲げる進路を想定した人材養成を行う。

1) 大学教員

「食と栄養と健康」の分野は、時代を超えて人々の生活と密接に関わる関心の高い重要な分野であり、現在の日本では、生活習慣病対策を通じた国民の福祉の向上はもとより、食の安全・安心の確保、食育の理念に基づく次世代の育成・人々の行動変容支援、和食文化の伝承と普及啓発等々における有為な実践活動の担当者の養成と合わせ、研究活動は極めて重要である。

しかしながら、これらの分野に携わる大学教員、とりわけ管理栄養士等の「食と栄養と健康」の専門職の有資格者、また実務経験や現場研究の実績がある資質の高い教員は不足している。その理由として、大学院設置基準では教授の資格のひとつに、博士の学位を有することと定められているが、これに該当する人材の養成が十分に達成されておらず、教員の再生産が滞ってきたためと考えられる。

「食と栄養と健康」の分野は将来に亘って重要な教育研究分野であり、その健全な発展は日本国内に留まらず、国際的にも重要であり、そこでの人材育成に再生産という観点で貢献できる大学教員を養成することへの社会的要請は高い。有識者へのアンケートでも、「管理栄養士養成課程の大学・大学院の教員には、質の高い教育・研究を行うために、管理栄養士の資格をもった学位（博士）取得者が不可欠であるが、このような人材は現在の我が国において非常に不足しているのが現状である」「管理栄養士で博士号を有し、専門分野における高度な知識と技術を有し、専門性を発揮できる教員の人材が日本では不足している」との回答が寄せられている（資料 1）。

「食と栄養と健康」の分野の大学教員を志す学生にとっては、科学研究に取り組んで成果を上げ、自立的に研究活動を行える能力の証である博士の学位を取得することが本人の将来を大きく拓く鍵となっている。

2) 栄養教諭のリーダー

栄養教諭制度は、学校教育の場で、子どもが望ましい食習慣を身につけ、食の自己管理能力を高めて将来にわたり健康に生活できる知識を育成できるよう創設されたものであり、その活動の成果が期待されている。教員免許制度により栄養教諭の資格を生かした教員は、給食の管理に加えて食に関する指導の職務を担当し、担任教員、地域、家庭と連携して指導を行っている。同制度が開始された平成 17 年度以降、国による配置促進がなされ、栄養教諭は漸増している。

一方、学校教育の場における栄養・食生活教育の成果を上げるためには、その実践活動で得られた知見を、客観性のあるエビデンスとして取りまとめ、情報発信する力量が求められる。このような現場研究の能力を有する人材の養成に向け、本学では食物栄養学専攻修士課程の設置の際に、栄養教諭専修免許状の取得のための教職課程を配置した。既に栄養教諭専修免許状を有する修了者は 4 人おり、取得見込者を合わせると 5 名になる。本学での取組みは、私立大学の特色ある教職課程事例集(pp 139-140: 全国私立大学教職課程研究連絡協議会, 2014 年 5 月)に取り上げられた（資料 3）。

栄養教諭専修免許状取得者は、既に栄養教諭のリーダー的存在になっているが、

博士の学位取得は、自立的な研究能力に優れていることの証であり、真のリーダーとしての本人のさらなる飛躍とともに、栄養教諭制度の発展をもたらし、延いては国民の福祉に寄与する。

3) 栄養関連制度が未定着の国の栄養の実践活動のリーダー

世界からみた日本の栄養士制度や学校給食制度は優れており、栄養士制度等が未定着の国における食・栄養の実践活動のリーダーを育成することで、本学はもとより日本の国際貢献に寄与する。有識者アンケートでも「東南アジア諸国では栄養士の育成が不十分であり、派遣できるリーダーを幾瀬することは重要である」との回答が寄せられている（資料1）。

一例として、本学はハノイ医科大学、ベトナム国立栄養研究所、日本栄養士会、神奈川県立保健福祉大学と協定を結び、ハノイ医科大学における栄養専門職の養成教育に取り組んでいる（資料4）。この取組に参画している本学大学院担当教員4人が、ハノイ医科大学より客員教授の称号を得ている。また、食物栄養学専攻修士課程では、ベトナム国立栄養研究所長等からの推薦により同国からの留学生を受け入れて、教育・研究指導を行っている。これらの留学生にとっては、博士の学位を取得することで、母国に帰ってから栄養の実践活動あるいは学術研究活動のリーダーとして活躍の道が大きく拓ける。また、和食文化の伝道者としての役割も期待できる。

ベトナムを対象とするこの取組モデルは、他のASEAN諸国等においても適用可能と考えられ、ユニークな形で日本の国際貢献・友好関係を推進することになる。

4) 機能性食品等の研究開発者

多種類の特定保健用食品が開発されるなど、健康の維持・増進に果たす食品の機能性が注目されている。さらに、「機能性表示食品」の新制度が平成27年4月にスタートする中、機能性関与成分をはじめ、種々の食品成分の保健の効果や安全性を科学的手法に基づき評価できる人材の活躍の場が益々広がっている。栄養や機能性はもとより、和食を含む食文化の継承・普及、おいしさ、食べやすさの探求の視点も取り入れた食品の研究開発にも高度の研究能力が求められる。博士の学位取得は自立して研究活動を行う能力や業績の証となり、関連する企業や研究機関等が求める人材を培うこととなる。有識者によるアンケートでも、食品企業の研究施設の代表者等から期待の声が多く届いている（資料1）。

5) 大量調理施設・食品の製造加工現場等における労働安全衛生担当者のパイオニア

大量調理施設・食品の製造加工現場等では、労働安全衛生管理が必ずしも良好ではない。近年、食品加工用機械によるはさまれ、巻き込まれ等による災害が多発し、平成25年10月1日から、食品加工用機械について、作業の特性に応じた安全対策を義務付けた労働安全衛生規則が施行された。災害が多発する背景の一つとして、同分野でのリーダー的役割を果たす人材が乏しいことがあげられる。この分野での現場研究に自立的に取り組む能力に優れた人材は貴重であり、その証としての博士の学位取得者はパイオニアとして期待される。

6) 地域コミュニティ等における健康づくりのための栄養・運動指導者のリーダー

メタボリックシンドローム対策の標語「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ」から明らかなように、運動指導のための資格・実力をもち合わせた管理栄養士等の栄養の専門家は地域の健康づくりにおいて貴重な人材である。また、超高齢社会を迎え健康寿命の延伸をめざすわが国では、ロコモティブシンドロームをはじめとする老年症候群対策においても同様である。

有識者によるアンケートでも、「食は生きていくうえで必須であり、食と身体活動を踏まえた生活習慣への対応が、生活習慣病の一次予防や医療費削減に極めて重要なことは明らかである」との回答が寄せられている。また、健康な人間社会の構成・持続や健康寿命の延伸と栄養・食の関係について述べられている回答が多数見られた。(資料1)。

すなわち、自立的な研究能力に優れた人材、すなわち、現場研究を実際にプロモートし、健康づくりにおける栄養と運動の相互作用における新たなエビデンスを発見し、それらの知見をもとに健康づくりのプログラムを提案し、その効果を評価できる人材が求められている。時代のニーズとして、地域コミュニティーやスポーツクラブ等における健康づくりのための栄養・運動指導を効果的に行う方策の必要性が高い。

② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

ア 研究科、専攻の名称

研究科の名称は人間生活学研究科、専攻の名称は食物栄養学専攻とする。本計画で設置をめざす博士後期課程は、既設の人間生活学研究科食物栄養学専攻修士課程を基盤とし、また教育研究分野も同様である。よって、研究科・専攻名は修士課程との整合を図り、人間生活学研究科食物栄養学専攻とする。

人間生活学研究科食物栄養学専攻の基礎となる食物栄養学科および健康栄養学科が属する人間生活学部では、同学部を「個的存在としての人間、また社会的存在としての人間同士の関係を生き活きと活性化し、人間関係力を高めるための学問」の場であるという認識の下に、教育研究を行っている。また、食物栄養学科は、食物から得た成分やエネルギーを利用して生活し、健康を維持増進する栄養という現象が、生命の最も根源的な基盤であり、人間生活を支える基幹的な営みであるという明白な事実、また栄養の質 (Quality of Nutrition: QON) の向上は人間生活の質 (Quality of Life: QOL) の向上の大前提であることを踏まえた教育研究をめざしている。これらの観点は、修士課程および今回設置しようとする博士後期課程も同様であることから、その名称は人間生活学研究科食物栄養学専攻が適当である。

イ 学位の名称

学位の名称は「博士 (栄養学)」とする。その理由は以下の通りである。

本専攻では、下記④「教育課程の編成の考え方及び特色」に示すように、主たる教育研究分野を、栄養科学、食科学、健康科学の3つに区分・整理し、とくに栄養科学分野を食科学と健康科学を連合する柱となる分野と位置づけている。ここには、本専攻を修了した学生は、自らの原点が「食と栄養と健康」の専門家であり、よって立つ学問的な基盤は栄養の科学であることを深く認識すべきであるという意味合いもある。したがって、授与される学位は博士 (栄養学) が適当である。

ウ 英語名称

「人間生活学研究科」及び「食物栄養学専攻」、また「博士 (栄養学)」を表す英語名称は、以下の表記が適当である。

人間生活学研究科 : Graduate School of Human Life Sciences

食物栄養学専攻 : Department of Food and Nutritional Sciences

博士 (栄養学) : Doctor of Nutritional Science

③ 教育課程の編成の考え方及び特色

教育課程の編成は、設置の趣旨ならびに課程制大学院制度の趣旨に則り、かつ体系

的な構成となることに主眼をおく考え方で行った。講義科目による教育（コースワーク）及び演習科目による研究指導（リサーチワーク）のいずれについてもこの考え方で行った。

設置の趣旨に示されているように、食物栄養学専攻博士後期課程では、「食と栄養と健康」の分野における高度に専門的な業務に必要な自立的な研究能力に優れ、またその基礎となる豊かな学識を有する人材を育成することを主な目的とし、合わせて、同分野において自立して研究活動を行う研究者の養成への対応もめざしている。

このように、食物栄養学専攻博士後期課程の主たる教育研究の対象分野は、修士課程から一貫して「食と栄養と健康」の分野であり、栄養科学、食科学、健康科学に区分される。これは、栄養は生命の基盤であるとともに、食と健康を連合させる営み・現象であることから、「栄養なくして生命なし（No Life without Nutrition）」また「食あつての栄養、栄養あつての健康」と集約される栄養についての本学の特色あるとらえ方に基づく。

食物栄養学専攻博士後期課程では、自立的な研究能力の養成とともに、その基礎となる学識の涵養をめざしている。

そこでまず、「食と栄養と健康」の分野における自立的な研究能力を育むための基礎となる学識を涵養するためのコースワーク科目として、栄養科学分野、食科学分野、健康科学分野の科目区分それぞれに対応する選択講義科目1つを置く。栄養科学分野の科目の名称は「栄養科学特講」、食科学分野は「食科学特講」、健康科学分野は「健康科学特講」であり、それぞれ1年次前期に配当する。原則として、研究指導教員が担当する分野の特講を選択することとし、これに加えて他の科目を選択してもよい。各科目の概要については後述する。さらに、自立的な研究能力の基礎となる学識の涵養とともに、「食あつての栄養、栄養あつての健康」というとらえ方が科学的信条となるようめざし、総合分野の科目区分の必修コースワーク科目として、「食・健康と栄養の科学総合特講」を置き、1年次後期に配当する。

これらの講義科目をベースに、特別研究の科目区分に相当する必修演習科目である「食物栄養学特別研究」を置く。本科目は食物栄養学専攻博士後期課程における学修のコアに当たり、研究指導教員の指導の下に博士論文作成のための研究を行い、「食と栄養と健康」の分野における高度に専門的な職業あるいは研究者に求められる自立的な研究能力の獲得をめざす。合わせて、科学的態度・研究倫理等も涵養する。社会人学生にとって重要な現場研究能力を培う研究指導も行う。

なお、教育課程の編成にあたっては、課程制大学院制度の趣旨に沿うものであることに重きを置いた。すなわち、学生に対する教育と教員の研究活動が混然一体化し、学生に対する教育が研究室の中で完結するような教育課程を避けた。講義科目・特講は各分野の教員によるオムニバス科目、「食・健康と栄養の科学総合特講」は全教員によるオムニバス科目とし、「食物栄養学特別研究」では課題担当研究指導教員が計画的な教育・研究指導を行うとともに、その指導に2名の専任教員がアドバイザー（アドバイザー教員）として助言を行って、標準修業年限内での博士論文作成をめざす教育課程を編成した。各区分の科目の概要は次のとおりである。

ア コースワーク科目

1) 栄養科学特講

食物栄養学専攻博士後期課程の3つの教育研究分野のコアとなる栄養科学分野の特別講義である。当該分野を概観し、開始した自らの特別研究の位置確認と意義を確信する場とすることを目的とし、1年次の前期に配置する。栄養科学分野の専任教員がオムニバス形式で、代謝栄養学、基礎栄養学、公衆栄養学、臨床栄養

学、国際栄養学に関する最新の知見や理論、また課題について講義するとともに、学生との意見交換を行う。

2) 食科学特講

食物栄養学専攻博士後期課程の3つの教育研究分野の一つ、食科学分野の特別講義である。当該分野を概観し、開始した自らの特別研究の位置確認と意義を確信する場とすることを目的とし、1年次の前期に配置する。食科学分野の専任教員がオムニバス方式で、食品学、食品機能学、調理科学、給食経営管理学、食生活学に関する最新の知見、理論・技術について講義するとともに、学生との意見交換を行う。

3) 健康科学特講

食物栄養学専攻博士後期課程の3つの教育研究分野の一つ、健康科学分野の特別講義である。当該分野を概観し、開始した自らの特別研究の位置と意義を確信する場とすることを目的とし、1年次前期に配置する。健康科学分野の専任教員がオムニバス方式で医学、スポーツ医学、公衆衛生学（産業保健）、運動生理学に関する最新の知見、理論・技術について講義するとともに、学生との意見交換を行う。

4) 食・健康と栄養の科学総合特講

食物栄養学専攻の3つの教育研究分野（栄養科学・食科学・健康科学）を俯瞰する総合分野の科目であり、全教員がオムニバス形式で担当する。専門分野の研究を進める中で、「食あつての栄養、栄養あつての健康」という事実、「栄養」が「食」と「健康」を連合させる現象である事実に立ち返り、人間にとっての栄養（人間栄養）とは何かをあらためて問い直す意味で、1年次後期に開講する必修講義科目であり、研究を進める上で求められる多角的・科学的な視点を育むことを目的とする。各教員の専門分野における最新の知見や理論、また課題について講義するとともに、学生との意見交換を行う。

イ リサーチワーク科目（食物栄養学特別研究）

食物栄養学特別研究では、博士論文作成のための研究指導を行い、「食と栄養と健康」の分野における高度に専門的な職業あるいは研究者に求められる自立的な研究能力の獲得をめざす。自立的な研究能力の前提である科学的態度・研究倫理の教育も行う。栄養科学・食科学・健康科学分野ごとに提示された研究課題から1つを選択し、担当研究指導教員の指導のもと、2名のアドバイザー教員による助言を得て研究を進める。当該課題に係る文献研究等を経て、解決すべき仮説を設定し、実験研究・調査研究・理論研究等の方法論を用いて仮説の検証に取り組み、新たな科学的知見として得られた研究成果について批判に耐え得る論文を作成する。このように、新たな科学的根拠の創出及びその情報発信の力を向上させて、自立的な研究能力を涵養する。なお、講義科目・特講については、担当研究指導教員が属する分野の科目を選択するように履修指導を行う。

④ 教員組織の編成の考え方及び特色

「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）により、専門分野が家政関係の専攻については、研究指導教員に4名、研究指導教員と研究指導補助教員を合わせて6名以上を置くことが定められており、食物栄養学専攻博士後期課程の教員組織は、基礎となる学部の人間生活学部食物栄養学科及び健康栄養学科の教員14名で編成する。開設当初から完成年次までの教員編成については、修士課程に携わっている現行の専任教員に加え、平成27年度新

規採用した食物栄養学科及び健康栄養学科の教員で構成していく。

教員組織は、「食と栄養と健康」の分野における高度に専門的な業務に必要な自立的な研究能力に優れ、その基礎となる豊かな学識を有する人材の育成とともに、同分野において自立して研究活動を行う研究者の育成にも対応できることを要点と考えて編成した。

そのためには、教員組織に相応の力量が求められる。そこで、基礎的素養はもとより急速に進展している「食と栄養と健康」の分野の科学に的確に対応した教育研究を展開できる高い資質の教員を配置するという考え方で編成した。当然ながら、専任教員は全員が博士の学位を有する准教授以上の教員であることを要件とした。博士の学位は医学博士、農学博士、保健学博士、学術博士と多岐に亘るが、「食と栄養と健康」という幅広い学問分野を教育研究対象とする生活科学（家政学）系食物栄養学分野の大学院教員が有する博士の学位としてごく一般的である。また、学会の理事や編集委員長・会頭等の要職の歴任、競争的研究資金の獲得等に実績を残し、第三者による研究能力の評価が高い教員も多い。入学定員 2 名に対して多様な専門性を有する 14 名の専任教員を配置し、養成しようとする多様な人材像（①ウ 1）～6）に求められる教育・研究指導を行えるよう配慮されており、現場研究また学術研究いずれにも対応できるのが大きな特色である。

さらに、教員の多くは英文学術論文を多数発表しており、英語による情報収集・発信能力向上を目指す指導を行うことができる。これらを通して、「食と栄養と健康」の分野の専門家に求められる社会的要請の多様化・高度化に対応した教育・研究指導を可能とし、学生の能力の特化・強化をめざしている。地味ではあるが、バランスのよい堅実な教員組織によるコースワーク及びリサーチワークの教育指導により、多角的かつ科学的視点を備えた資質豊かな「食と栄養と健康」の専門家を手厚くかつ幅広く育成できる教員組織であるのが何よりの特色である。

教員 14 名はそれぞれの教育研究の専門分野に応じて、栄養科学分野 5 名、食科学分野 5 名、健康科学分野 4 名にバランスよく割り振られており、各分野の特講をそれぞれの分野の教員がオムニバスで担当する。総合科目に相当する「食・健康と栄養の科学総合特講」は専任教員がオムニバスで担当する。

「食物栄養学特別研究」の課題内容は、研究指導担当予定の教員の教育研究の専門分野に応じて、栄養科学分野、食科学分野、健康科学分野に区分されており、担当研究指導教員の分野構成も適切となっている。その上、研究指導教員による研究指導を、研究分野にとらわれず研究科委員会が適切に選定した 2 名の専任教員がアドバイザー教員として補佐することとしている。従って、「食と栄養と健康」に関する幅広い特別研究課題の中から、将来の目的にあった課題を選択することが可能で、課題選択後は、研究指導教員の高度に専門的な指導に加えて、アドバイザー教員の助言により研究内容の幅に広がりが見られる。このような教員組織を編成して、養成しようとする多様な人材像に適した教育・研究指導を行うことを特色とする。

なお、開設当初の教員の平均年齢は 61.6 歳であり、完成年次までに定年を迎える教員は 6 人いるが、理事会において完成年次までの定年延長が承認されている。また、大学院に携わる教員については、「学校法人十文字学園 十文字学園女子大学・十文字学園女子大学短期大学部就業規則」第 15 条第 3 項及び第 4 項により、理事長決定により定年延長を 70 歳まで可能としている（資料 5）。完成年次以降に任期を迎えた教員の後任については、基礎となる学部の人間生活学部食物栄養学科及び健康栄養学科から研究指導を担当できる若手教員を積極的に登用していく。両学科では、教育研究の専門分野、業績及び学位などから将来的に大学院担当教員に就くことが可能である

可否かを新規採用の判断材料の一つとしている。完成年次である平成 30 年度末に 3 名、翌年度末に 2 名の退任を予定しているが、その後任候補としては食物栄養学科から 4 名（50 歳代准教授 1 名、30 代講師 2 名、40 代助教 1 名（肩書・年齢は平成 27 年 4 月現在）、健康栄養学科から 1 名（30 代講師 1 名（肩書・年齢は平成 27 年 4 月現在））の専任教員（いずれも博士の学位取得者）を想定している。なお、その際には「十文字学園女子大学大学院人間生活学研究科資格審査委員会規程」に則った資格審査を経ることとする。

⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び卒業要件

ア 教育方法

修士課程は、専攻分野における理論と実践の基礎研究能力を高めながらも、一方では広い視野に立って精深な学識を修めることも目的としているが、博士後期課程では、専攻分野について、研究者として自立した研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。従って、専攻分野における最先端までの理論と技術を学修させ、その学識を自らの研究に活かし発展させる場となるよう教育を行う。

具体的な教育課程では、コースワークとして食物栄養学専攻の三つの教育研究分野（栄養科学・食科学・健康科学）を俯瞰する総合分野科目である「食・健康・と栄養の科学総合特講」（2 単位）を置き、専門分野の研究を進める中で「食あつての栄養、栄養あつての健康」という事実、「栄養」が「食」と「健康」を連合させる現象である事実に関わり、人間にとっての栄養（人間栄養）とは何かをあらためて問い直す。研究を進める上で求められる多角的・科学的な視点を育むことを目的として、1 年次後期に全教員がオムニバス形式で担当する必修講義科目として開講する。その他のコースワーク科目としては、3 つの教育研究分野、栄養科学、食科学及び健康科学分野それぞれに対応した特別講義である「栄養科学特講」「食科学特講」「健康科学特講」（各 2 単位）を 1 年次前期に開講し、学生が自らの研究分野を概観し、開始した特別研究の位置と意義を確信する場とすることを目的としている。各特講とも、各分野それぞれの教員がオムニバス形式で講義するが、3 科目のうち 1 科目以上を選択しなければならない。これらの講義により食物栄養学の領域に共通する高度な学識とともに、専攻分野に関する高度で先端的な専門的知識を身につけさせる。なお、他大学との協議により承認が得られた場合には、他大学の大学院授業科目を履修させることもできる。また、本学の学部授業科目の履修を志願することも可能になっている。

以上のコースワーク科目に加えて、リサーチワーク科目としての特別研究「食物栄養学特別研究」（12 単位）があり、研究指導教員のもと、アドバイザー教員 2 名の助言を受けながら、3 年間に亘る計画的な研究を実施する。その成果をもって博士学位論文を完成させる。

イ 履修指導

履修指導で最も重要なことは、3 分野に分かれて課題が設定されている「食物栄養学特別研究」の選択であり、すでに入学志願の時に開始されている。博士後期課程の入学志願時には研究計画書が必要とされ、その作成に当たっては、担当予定研究指導教員と研究計画のみならず将来の進路に関して綿密な打ち合わせを必要としているからである。入学後は、「食物栄養学特別研究」を指導する担当研究指導教員を研究科委員会で決定し、その後は、担当研究指導教員及び学生の緊密な連携のもとに、「食物栄養学特別研究」に則した適切なコースワーク科目の履修指導を行う。

すなわち、1 科目以上の選択が必要とされる選択授業科目においては、3 つの教育研究分野、栄養科学、食科学及び健康科学分野のうち、少なくとも担当研究指導教員の専門分野に置かれた特講は選択するよう求める（資料 6）。また、必須のコースワーク科目である「食・健康と栄養の科学総合特講」については、研究を進める上で求められる多角的・科学的な視点を育む重要な目的のもとに開講していることを学生に理解させ、積極的な取り組みを指導する。なお、学事一般については、入学時及び各年次の学期始めに指導・連絡のためのオリエンテーションを行う。また、大学院設置基準第 14 条適用の場合には⑨で後述するように、就業状況に合わせた合理的な履修指導を行う。

ウ 研究指導の方法及び修了要件

「食物栄養学特別研究」の指導に当たっては、担当研究指導教員が学生との論議の結果として綿密に組み立てられた研究実施計画に従い、着実に研究を進めるよう指導する。その間、研究科委員会で選任された 2 名のアドバイザー教員が適切な助言を行う。研究実施の過程では、文献調査、関連学会への参加等、当該専門分野及び関連分野での研究動向の調査を積極的に行うよう指導する。研究の進捗状況については、博士論文提出予定年度を除き、年に 1 回の中間発表会により全教員を前に報告させる。この中間報告会は、単に進捗状況報告にとどまらず、当該分野以外の 2 分野からの幅広い助言を得るばかりでなく、研究指導が独善に陥らないよう監視する機会ともなっている。得られた研究成果については遅滞なく筆頭演者としての学会・研究会での講演及び査読制度の確立された英文誌や関連学会誌等への投稿ができるよう指導する。これは、自立した研究者としての要件確保及び博士論文の質の担保とともに、学生の研究成果発表及び英文論文作成における技術の向上に資するためである。

なお、下記「エ 研究に関する倫理審査体制」で述べるように、特別研究実施に当たっては、研究活動上の不正行為を厳に戒め、また、人を対象とした研究及び実験動物を使用した研究における学内ガイドラインの遵守を強く指導する。

食物栄養学専攻博士課程後期の修了要件は、3 年以上在学して 16 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、学会・研究会等における研究成果発表を少なくとも 1 回、筆頭演者として行うこと、及び査読制度の確立された英文誌・関連学会誌等に筆頭著者として一報以上が掲載又は受理されていることを博士論文提出の要件とする。さらに、博士論文提出に先立つこと 5 か月以上前に、研究科委員会は全教員による予審会を開催し、その場で出席者の 2/3 以上の賛同を得た場合に博士論文の提出を可とする。これらの博士論文提出の要件については、学生が計画的に研究を実施していくことが必須であることから、特に時間の制約のある社会人学生に対しては不利益にならないよう入学時のオリエンテーション等で事前に説明を行う。博士論文の提出を受け、主査 1 名と副査 2 名からなる審査委員会を立ち上げる。客観的評価を保証するため、原則として当該特別研究を担当する研究指導教員は主査にはなれない。博士論文の審査は、上記審査委員会が博士論文提出から 3 か月以内に行う。審査委員会は論文を精査し可否を判定し、審査結果の要旨とともに研究科委員会に報告する。その上で、最終試験を兼ねた公開の博士論文発表会を研究科委員会が開催し、質疑応答の結果を受け、出席教員の 2/3 以上の賛同をもって最終試験の合格判定を行う。これらを経て単位の履修状況、審査委員会が作成した可否判定、及び公開発表会での可否判定を研究科委員会が総合し、全て合格の場合をもって「博士（栄養学）」の学位が学長より授与される。博士論文要旨及び全文は平成 25 年文部科学

省令第 5 号に従い公表するとともに、原則として修了後 1 年以内に学術雑誌等に発表するものとする。

以上、博士後期課程修了までのスケジュール表を資料 7 として添付する。

エ 研究に関する倫理審査体制

本学では、平成 26 年 8 月文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、「十文字学園女子大学における研究に関する行動規範（学長裁定）」（資料 8）及び「十文字学園女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」（資料 9）を定めている。

この規程では、特定不正行為の「捏造」、「改ざん」、「盗用」のほか、研究費の不正使用及び各種法令・規程違反の防止を目的としている。その実施と運用は、学長を最高管理責任者として研究倫理委員会及び研究費不正使用防止計画推進室が担っている。研究倫理委員会は、研究倫理教育を教職員に実施するとともに、特定不正行為の防止、利益相反マネジメントに関する審議を担当している。大学院学生の研究指導に当たっても、教職員に対すると同様、研究倫理教育を徹底し、真正な研究成果を積極的に社会に還元する態度を養うこととしている。

また本学では、「十文字学園女子大学・同短期大学部における人を対象とする研究に関する倫理指針」（資料 10）及び「十文字学園女子大学・同短期大学部動物実験規程」（資料 11）を定めており、個々の研究がこれらの指針に適合するものであるかどうかを審査する組織として、前記の研究倫理委員会及び動物実験委員会をそれぞれ設けている。大学院生の人を対象とする研究及び動物実験についても、これらの制度を適用して、研究倫理の徹底を図ることとする。

⑥ 施設、設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画

本学の総校地面積は、85,227 m²であり、学部の授業で活用しているグラウンド兼サッカー練習場やテニスコートなどは学内のキャンパスにある。

また、記念ホールの他、学生が休息に利用する場所としてカフェテリア及び学生食堂の 2 つの食堂、憩いの場として学生ホール、クラブ活動の施設として文科系クラブを中心とした秋桜館及びスポーツ系クラブを中心としたけやき館がある。

イ 校舎等施設の整備計画

本学では、一般教室及び演習室等を 1 号棟から 10 号館に配置している。平成 28 年度の室数は、一般教室 56 室、演習室 55 室、実験・実習室 13 室、コンピュータ演習室 13 室、語学学習施設 2 室とする。研究室は専任教員 1 人につき 1 室を与える。

大学院学生は担当研究指導教員の研究室、実験・実習室の他、大学院生室（資料 12）で「食物栄養学特別研究」の準備・データ整理などを行っている。大学院生室は、食物栄養学専攻の専任教員の研究室や実験・実習室が多く集まる 10 号館の 3 階に 1 室設けている。大学院生室には、自習机・椅子、パソコン・プリンターなどの周辺機器、ロッカー等を整備し、10 名を収容する。また、10 号館 2 階には大学院講義室を設けており、授業時間以外は大学院学生が随時利用できる環境とし、授業の予習・復習、大学院学生同士の交流・情報交換の場としても活用されている。

ウ 図書館等の資料及び図書館の整備計画

図書館は、正門を入ってすぐ右の鉄筋コンクリート 3 階建ての専用棟のほか、学内中央に位置する教室棟・研究棟の 8 号館 1 階に情報センター設けている。両施設とも、学生にとって利用しやすい位置にあり、平成 26 年度は 12 月までに両施設あ

わせての入館者は 11 万人を超え、授業のある期間で平均した場合 1 人の学生が毎週 1 回は利用していることになる。授業期間の開館時間は、授業開始前の 8:50 から 20:00（情報センターは 19:30）までとしている。

資料の蔵書数は、平成 26 年 12 月末現在、図書 181,246 冊、雑誌 707 タイトルを所蔵している。毎年図書を約 3,000 冊、雑誌を約 330 タイトル、視聴覚を平成 26 年度は 12 月までに 120 点を購入し、蔵書数は年々増加している。衛生学・公衆衛生・法医学、食品・料理をはじめ、社会科学、自然科学、家政学・生活科学、文学など幅広い分野の図書・雑誌を所蔵しており、利用者も自分の専攻分野の図書だけでなく、様々な分野の図書を閲覧できる。大学院人間生活学研究科食物栄養学専攻で利用できる資料は、基礎となる学科「食物栄養学科」「健康栄養学科」の専門図書を含め約 9,000 冊、専門雑誌約 40 種を中心として整備している。

一般資料のほか、電子媒体の資料も充実を図っている。「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読売新聞」、国内外の全国紙や地方紙や約 1,000 タイトル以上のコレクションを利用できる「Infotrack Newsstand」などの新聞情報のオンラインデータベースや、「CiNii Articles（国立情報学研究所）」、「日経 BP 記事検索サービス」、「大宅壮一文庫」などの雑誌論文やオンラインジャーナルも利用できる。その他、国内の出版情報のデータベース「BookPlus」や、法律・判例情報のデータベース「法情報データベース」、音楽情報データベース「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」も導入している。食物栄養学専攻に係わりのある、自然科学、薬学関係に特化しているオンラインデータベース・電子ジャーナルも導入しており、約 6,000 万件の文献を収録している国内最大級の科学技術関係文献情報データベース「J-Dream III」、医学文献 800 誌以上の学術誌全文を収録し、医薬品、医療関連サービスを提供している「メディカルオンライン」、約 6,000 誌から収録した約 1,000 万件の論文情報を収録している「医学中央雑誌 Web」も導入している。英語文献については、自然、医療、理工、社会等統合分野の学術雑誌約 2,300 誌の全文情報を収録している「Academic Search Elite」、栄養、食物、健康科学関連雑誌を中心とした生命科学関連の約 2,500 タイトル以上の全文を収録している「Science Direct College Edition」も導入している。これらデータベースの利用はすべて、学内のネットワークに接続している端末からアクセスできるほか、VPN 接続により学外からのアクセスも可能となっており、利用についてのインフラが完備されている。また、平成 27 年度から、医学・医療に関連した約 1,800 タイトルの電子書籍を検索、ダウンロードできる「メディカルオンライン・イーブックス」も導入する。今後も、電子媒体の資料をはじめ図書等図書館資料の充実と整備を図っていく。

図書館の設備は、図書館と併設機関である情報センターあわせて 307 席の閲覧席がある。全館に無線 LAN が整備されているため、どの閲覧席においてもパソコンの利用ができる。図書館には 10 台のノートパソコンがあり、館内で自由に利用できる。閲覧席は、書架を中心とした周りに配置されている。そのほか、最新の辞書・辞典・事典類のほか、年鑑・白書を過去 5 年間分配架している参考図書コーナー、オーディオビジュアルコーナー、グループスタディルームなどの施設がある。グループスタディルームは、利用者自身で資料を作成し、グループワークで活発な学習ができるよう、60 インチの大型モニタのほか、スキャナも設置している。アクティブスペースとしての環境は、情報センターとあわせて 3 箇所となる。また、マイクロ資料閲覧のためのマイクロリーダーや、楽譜資料も多く所蔵しているため電子ピアノも設置し、自由に利用できる。

情報センターには、情報端末コーナーがあり、24 台のパソコンと図書館同様無線

LAN の環境が構築されているため、室内利用のためのノートパソコン 10 台のほか、各自持参する iPad などのタブレットでも学内のネットワークに接続できる環境である。コンピュータの利用や自宅から学内ネットワークに接続できる VPN などの設定については、学生に配付している「学修サポートの手引き」に記載し、ガイダンスなどで紹介している。室内には、質問できるヘルプカウンターもあり、利用希望者にはプロジェクターやスクリーン、ビデオカメラやデジタルカメラなどの貸出サービスも行っている。

図書館システムは、平成 25 年 9 月からリニューアルした。新システムでは、文献複写依頼や現物貸借の「ILL サービス」、キーワードを登録し、その条件にあった新着図書が入った場合にメールで知らせる「新着図書案内サービス」、「図書購入希望サービス」、過去 4 年間の自分の利用履歴が確認できるシステム、ホームページのお気に入り登録できる「My URL」も利用できるようになった。利用方法についてはマニュアルのほか、HP にも掲載し周知している。学修支援としての図書館ポータルサイトが充実し、今後は、学科や専攻独自で利用してほしいリンク集など図書館からの情報提供について検討し、さらに充実を図っていく。

基本的な目録データベースは、国立情報学研究所の目録所在情報サービスシステムに接続して本学の情報データベースを構築し、OPAC をインターネット上で公開している。

学生への「学修」「教育」への支援が求められている中、図書館は、多様な利用者層と利用内容を意識したサービスを展開し、単なる学修スペースではなく「個人」に加え「グループ」での学修も可能とする空間にし、「魅力ある学修支援サービス」の提供を図っていく予定である。

⑦ 既設の学部（修士課程）との関係

食物栄養学専攻博士後期課程は、食物栄養学専攻修士課程並びに人間生活学部食物栄養学科及び健康栄養学科を基礎としている。食物栄養学専攻修士課程は、博士後期課程と同様に栄養科学・食科学・健康科学の 3 分野を柱とした教育研究を展開しており、その担当者である専任教員 14 名は人間生活学部食物栄養学科又は健康栄養学科所属となっていることから、密接な連携のもとにあることが分かる（資料 13）。

具体的な教育課程に基づいて連携性を述べると、食物栄養専攻の教育課程に含まれる授業科目は、食物栄養学科及び健康栄養学科の教育課程（栄養士資格科目、管理栄養士国家試験受験資格科目及び各学科専門科目）に含まれる授業科目のうち、食・健康・栄養に関する科目を統合したものとして設置している。したがって、食物栄養学専攻の教育課程においては、既設学部で受ける教育内容が基本となり必須であることから、既設学部との教育上の連携は必要不可欠である。また、食物栄養学専攻修士課程の教育課程に含まれる授業科目は、共通教育科目（必修）として「食・健康と栄養の科学」を 1 年次前期に配し、食物栄養学専攻の概説を含めて大学院教員がオムニバス形式により教育を行っている。専門教育科目は栄養科学、食科学及び健康科学の 3 分野に分類され、各分野に特徴的な専門科目 8 科目前後を配置している。専門教育科目は、全てを選択とし、学生の将来の進路を示した履修モデルを参考に履修指導を行っている。修士論文のもととなる「特別研究」（10 単位）は入学時に上記 3 分野のうち一つを選択し、主指導教員との十分な討論を経て「研究課題」を決定している。

食物栄養学専攻博士後期課程においても、食物栄養学専攻修士課程と同様、科目区分として、栄養科学分野、食科学分野及び健康科学分野の 3 分野を置くことにより修士課程と博士後期課程の研究における連続性及び担当教員間の連携を保っている。そ

れぞれの分野における最新知見・理論・技術に関する特講（各 2 単位、いずれか選択）を 1 年次前期に、また、総合的な専門教育を目標に総合分野科目として「食・健康と栄養の科学総合特講」（2 単位必修）を 1 年次後期に配置している。これらコースワーク科目の履修により得た高度に専門的な知識を活用しつつリサーチワーク科目としての「食物栄養学特別研究」（12 単位必修）に邁進できる履修となっており、教育方法、履修方法及び研究指導の方法も同一の形態を採っている。

⑧ 入学者選抜の方法

食物栄養学専攻博士後期課程では、「食と健康と栄養」の専門家としての学識と研究遂行能力をさらに特化・強化して、専攻分野の理論と実践の能力を高め、自立して現場研究・学術研究を進めることが可能な、自立した研究者または高度に専門的な業務に従事できる人材の養成をめざしている。このような教育・研究指導方針に対応できる人材、すなわち、「食と健康と栄養」の分野の高度で幅広い学識を基礎に、特定の分野について優れた研究実績を有し、さらにそれを深める意欲が旺盛で、研究意欲も高く、独創性にあふれ社会的意義の高い博士論文の作成が期待できる人材を、国内外から広く求めることをアドミッションポリシーとする。

このアドミッションポリシーを理解したうえで、食物栄養学専攻博士後期課程に入学できる者は、大学院学則第 11 条第 2 項により、下記 1) ～6) のいずれかに該当する者で、本大学院で定められた入学者選考方法による試験で合格したものとする

- 1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- 2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、学校教育法施行規則第 156 条項第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 5) 学校教育法施行規則第 156 条項第 6 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- 6) 前各号に掲げる者のほか、本大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

食物栄養学専攻修士課程と同様に、食物栄養学専攻博士後期課程においても、男女機会均等法の理念を考慮し、また、教育・研究環境面における本大学院の充分な対応状況から、入学資格者は女子に限定はしない。なお、食物栄養学専攻修士課程では、1 これまでに男子学生 3 人(平成 27 年 4 月入学予定者 1 名を含む)の入学実績がある。

入学者選抜は、修士課程での研究進度に依存して進学判断が、時期的に遅れる場合もあることを勘案し、9～10 月及び 2～3 月の 2 回に分けて実施する。いずれの場合の合格者についても、入学は学年の始まりとする（本計画が認可された初年度入学者選抜は 12 月上旬及び 3 月上旬に実施予定）。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと認められるときは、学期の始めとすることもできる（大学院学則第 10 条）。

入学者選抜では、専門領域の内容を含む、外国語（英語）の筆記試験及び面接を行い、業績書等の審査と合わせて総合的に可否を判定する。面接は、あらかじめ入学志願者から提出された研究計画書及び業績書等を参照して行い、審査する。研究計画書は希望する研究指導教員と事前に面談して作成されたものとし、業績書等は修士論文又はそれに相当する論文及びその要旨とする。社会人にとっては、業績書等に勤務及び社会活動歴報告書を含むものとする。また、現職に就いている社会人が受験する場

合には、「所属長の承諾書」を添付することとする。なお、本大学院の社会人選抜入試の対象となる社会人は、2年以上の社会経験を有する者とする。

⑨ 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

食物栄養学専攻修士課程では、管理栄養士等の現職にある社会人に対して教育の場を提供するため、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を実施してきた。本計画の博士後期課程の設置においても、修学意欲の強い社会人が現職のまま教育研究及び実践上の自立的・指導的役割を果たし得る学識と能力を培う機会を提供するため、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を実施する。その場合の修業年限等は下記のとおりとする。

ア 修業年限

標準修業年限は原則3年とするが、職業等を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望する者の標準修業年限は4、5又は6年とする。

イ 履修指導及び研究指導の方法

必修の履修科目「食・健康と栄養の科学総合特講」は全専任教員によるオムニバス形式で行われるが、授業担当教員の合意を得て、必要に応じて適宜特例により修得させる。研究対象とする専門分野（栄養科学分野、食科学分野及び健康科学分野の3分野）に対応して選択することが期待されている「栄養科学特講」「食科学特講」「健康科学特講」の3つの特講についても、授業担当教員の合意を得て、必要に応じて適宜特例により修得させる。

特別研究「食物栄養学特別研究」においては、担当研究指導員がアドバイザー教員の助言を受けながら、就業実態に合わせた研究実施計画の作成指導を行い、それに基づき研究指導を行う。また、研究の進展上や勤務との関係等、やむを得ない事情により修業年限を延長する場合であっても、当該学生との綿密な打合せにより、十分評価に耐えうる博士論文が作成可能な特別研究実施計画の作成指導と、それに基づいた研究指導を行う。

なお、担当研究指導教員が、学位論文の作成が計画どおり十分進展しており、かつ、勤務する事業所・施設等に研究に係る優れた施設や設備があり、それを用いた方が効率的で成果も上がると認める場合は、研究科委員会及び学長の承認を得て勤務する事業所・施設等においても研究することができることとする。

ウ 授業の実施方法

現職にある社会人の勤務形態に合わせて、授業科目は、月曜日から金曜日の6時限（午後6時～午後7時30分）と土曜日の1時限（午前9時～午前10時30分）、2時限（午前10時40分～午後12時10分）、3時限（午後1時～午後2時30分）、4時限（午後2時40分～午後4時10分）を利用して修業できるものとする。

エ 教員の負担の程度

本学では、学部における教員1人あたりの授業時間は年間12コマの持ち時間が標準となっている。学部との担当時間数を調整して、最大限でも授業担当が年間18コマを超えないようにすることで教員の負担が増大しないように配慮する。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

平日は21時まで、土曜日・日曜日・祝日は20時まで大学は開放されており、その間、コンピュータ演習室や大学院生控室などを活用することができる。図書館は平日20時、土曜日17時まで、情報センターは平日19時30分、土曜日16:30分まで開館している。他の施設設備についても、大学院生の利用が可能なように配慮

している。さらに、教務課など大学院生と関わりのある部署の事務職員については、勤務時間を工夫して利用時間の延長を図るなど、業務が円滑に行われるように職員を配置している。

カ 入学者選抜の概要

前記⑧で示した、大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例を実施しない学生と同様の選抜を行う。すなわち、入学選抜は 9～10 月及び 2～3 月の年 2 回実施する。入学選抜方法は、外国語（英語）の筆記試験と面接（いずれも専門領域に関する内容も含む）を行い、業績書等の審査と合わせて可否を判定する。ただし、社会人にあつては、業績書等に勤務及び社会活動歴報告書を含むものとする。なお、現職に就いている社会人が本大学院を受験する場合には、「所属長の承諾書」を添付することとする。

キ 必要とされる分野であること

食物栄養学専攻博士後期課程は、「食と栄養と健康」の分野における高度に専門的な職業に従事するに必要な、自立的な研究能力に優れ、またその基礎となる豊かな学識を有する人材の養成を主な目的とすることから、現職に就いている社会人の入学も想定され、大学院設置基準第 14 による教育方法の実施が必要となる。

ク 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなど教員組織の整備状況

食物栄養学専攻には 14 名の専任教員がいるが、基礎となる食物栄養学科及び健康栄養学科の専任教員を兼ねている。しかしながら、14 名のうち 5 名は専ら大学院を担当する教員として配置されており、その内訳は栄養科学分野 2 名、食科学分野 2 名、健康科学分野 1 名とバランスよく配置されている。

⑩ 管理運営

研究科委員会は、大学院学則第 48 条に基づき置かれ、研究科委員会規程第 2 条に定められた(1)学生の入学、卒業に関する事項、(2)学位の授与に関する事項、(3)教育研究に関する重要事項で研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを審議している。(3)として、教育課程の編成に関する事項、学生の退学、転学、留学、休学、復学、除籍、復籍及び転学科に関する事項、学生の懲戒に関する事項、教員の教育研究業績審査に関するものが定められている。なお、研究科委員会は、研究科長、専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織され、原則毎月 1 回開催されている。

また、重要な事項については運営会議の審議や協議会の協議が行われている。

運営会議は学長・副学長・学長補佐・事務局長・その他学長が指名する者で構成され、原則毎月 2 回開催され、(1)大学、留学生別科、大学院及び短期大学部の運営の基本的な方針に関する事項、(2)大学、留学生別科、大学院及び短期大学部に係る重要事項の調査、検討に関する事項、(3)大学、留学生別科、大学院及び短期大学部に係る重要事項の連絡、調整に関する事項などを審議している。

協議会は、理事長、法人本部長、学長、副学長、学長補佐、研究科長、学科長、事務局長、学部関連の評議員をもって構成され、(1)学部、学科、研究科、専攻の設置、変更及び廃止に関する事項、(2)教育及び研究に関する施設の設置、変更及び廃止に関する事項、(3)その他大学の管理運営に関する重要な事項を、教学と経営が必要に応じて協議する場として設けられている。

⑪ 自己点検・評価

十文字学園女子大学大学院の自己点検・評価については、十文字学園女子大学大学

院学則第 51 条に「本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている。

本学では平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間を対象期間とする中期目標・中期計画及び年度計画を大学全体及び各部局で策定しており、これを自己点検・評価の基準項目として毎年自己点検・評価を行い、大学院も一部局として取り組んでいる（資料 14）。

自己点検・評価の具体的な方法であるが、年度計画を「年度計画 PDCA 実施表」を用いて進捗状況を確認し、問題点・課題を挙げ、次年度への展開につなげるとともに、必要に応じて学長から改善命令を出す仕組みとしており、PDCA サイクルを機能させている。年度計画の策定の際には達成度を図るために目標値や達成水準を示させたり、進捗状況の報告の際には数値や時期を可能な限り盛り込みながら具体的な記載に努めたりすることで、客観的な評価、評価の可視化を行うこととしている。

次に、自己点検・評価体制であるが、自己評価委員会、外部評価委員会を設置している。自己評価委員会は、「十文字学園女子大学・同短期大学部全学委員会通則規程」第 2 条第 1 項に定める全学委員会として設置しており、委員長である学長をはじめ、副学長、事務局長、学科長、センター長、事務局の部長等で構成されている（資料 15）。

外部評価は、「十文字学園女子大学大学評価規程」第 10 条に「自己点検・評価の結果について、必要に応じ、外部評価を実施し、検証を行う」とことと定めており（資料 16）、「十文字学園女子大学外部評価委員会規程」第 1 条で「外部評価を実施する機関として、十文字学園女子大学外部評価委員会を置く」としている（資料 17）。外部評価委員会は、「本学が実施した自己点検・評価の結果について、妥当性と客観性を高めるため、学外者による検証及び評価を行う」（外部評価委員会規程第 2 条）ことを目的として、学識経験者等 5 人に委嘱している。

なお、認証評価については、平成 26 年度に公益財団法人日本高等教育評価機構にて受審し、「適合」の判定を受けている（資料 18）。

⑫ 情報の公表

教育研究活動等の状況に関する情報の公表のために、本学ではホームページ及び各種印刷媒体を積極的に活用している。

本学ホームページのトップページに「情報の公表」のバナーを貼り、「情報の公表」のページ（<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/index.html>）へすぐにたどり着けるように工夫されている（資料 19）。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で公表すべきとされている情報について、本学が公表している内容及びホームページのアドレスは以下のとおりである。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

（<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/kenkyumokuteki/index.html>）

- ・ 建学の精神
- ・ 建学の精神・教育研究上の目的・学位授与方針・教育課程編成方針・入学者受入方針の相関図
- ・ 中期目標・中期計画

イ 教育研究上の基本組織に関すること

（<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/soshiki/index.html>）

- ・ 学校法人十文字学園組織図
- ・ 学部学科構成図

- ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/kyouin/index.html>)
- ・専任・兼任教員数及び比率、職階別教員数、教員一人当たりの学生数、設置基準上必要な専任教員数
 - ・専任教員の年齢別構成
 - ・教員組織（役割分担）
 - ・教員一覧（各教員が有する学位及び業績）
- エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/gakuseisuu/index.html>)
- ・入学者に関すること
 - 入学者受入方針（アドミッションポリシー）
 - 入学者の情報
 - 入学定員、入学者数、入学定員充足率、3年次編入定員、3年次編入者数
 - 入学者の推移
 - 過去の志願者数、受験者数、合格者数
 - 入学試験に関する情報
 - 学部、短期大学部の入学試験に関する状況
 - 研究科の入試に関する状況
 - ・在学者に関すること
 - 在籍者数
 - 留年者数
 - 退学者数・除籍者数
 - 外国人留学生数
 - ・卒業者・修了者に関すること
 - 卒業者・修了者数・学位授与数
 - 就職者・進学者数
 - 就職分野、就職先の状況
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/jugyoukeikaku/index.html>)
- ・学びの特色とカリキュラム
 - ・授業紹介・科目一覧
 - ・履修モデル
 - ・シラバス
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/gakusyuseika/index.html>)
- ・取得可能学位
 - ・授業科目の履修方法及び単位数
 - ・卒業要件・修了要件
 - ・成績評価
- キ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/shisetu/index.html>)
- ・校地、校舎等の施設
 - キャンパス及び運動施設の概要

図書館

コンピュータ演習室

- ・課外活動の状況

学友会

クラブ・同好会

- ・交通アクセス

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/jugyouryou/index.html>)

- ・入学登録料、授業料、施設費、実験実習費、諸経費

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/gakuseishien/index.html>)

- ・修学に係る支援

リメディアル教育センター

特別支援教育センター

指定学生会館

奨学金制度

特待生制度、特別支援制度

- ・進路選択に係る支援

進路・就職

- ・心身の健康に係る支援

カウンセラー室

健康管理センター

コ その他

- ・学則、規程等

(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/gakusoku/index.html>)

- ・国際交流・社会貢献活動

(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/kokusaisyikai/index.html>)

- ・大学評価

(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/daigakuhyouka/index.html>)

- ・その他

(<http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/activity/sonota/index.html>)

設置認可申請書・設置届出書

設置計画履行状況等報告書

また、財務情報については、事業報告書とともに大学ホームページ(http://www.jumonji-u.ac.jp/gakuen/jouhou/financial_52325538f2d9f/index.html)で公表している。私立学校法第 47 条で規定する財産目録等の備付及び閲覧に関しては、法人本部及び大学事務局において対応している。

今後も情報提供の内容や方法について検討し、充実を図っていく。

⑬ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な対応として、「十文字学園女子大学・同短期大学部全学委員会通則規程」(資料 15)に基づき設置されている全学 FD 委員会が中心となり、以下の取組を行っている。全学 F D 委員会の構成員には、大学院の専任教員が含まれている。

ア 授業評価

授業に対する受講学生の意欲や態度、教授方法・教育内容に対する受講学生の考え方などについて、質問紙調査で情報を収集し、教員が授業の質的向上を図るための一手段としている。

原則として開講している全ての授業で授業アンケートを実施しており、授業アンケートの結果は、全学 FD 委員会が結果を集計し、科目ごとの結果を担当教員個々に返却するとともに、全体の結果を掲示板にて学生に報告している。

教員は返却された科目ごとの結果をふまえ、コメントを作成している。教員のコメントは学生及び全教職員が閲覧できるように学内ネットワークにて公開しており、学生に対してその旨掲示板及びメールで周知している。

また、授業アンケートに関する学生との交流会も実施しており、学生の直接的な声を聞くと同時に、授業アンケートだけでは抽出しにくい日頃の授業に対する意見を引き出すことを目的としている。

イ 授業方法研修会

授業評価アンケートで評価に伸び悩む教員はどうすれば評価を上げることができるのかに関する取り組みとして、授業評価が高くゼミ選択などの際に学生から支持されている専任教員を講師として、授業内外でどのような工夫をしているのかについて講演会を開催し、そのノウハウから自分の授業改善に参考になるヒントをつかむ機会を作ってもらうことを目的としている。

ウ 授業公開

教育の質向上を目指す諸活動の一環として、特定の一週間の期日を設け、授業公開を行っている。実施期間中に専任教員は一つ以上の授業を見学し、見学記録を作成する。原則全ての授業を対象とし、専任教員のみならず、非常勤講師や事務職員も見学可能となっている。

エ 大学問題研究会

FD と SD の合同事業として、全教職員を対象とした研修会を行っている。主に教育研究の改革に資することを目的としているが、管理運営面を含めた幅広いテーマで本学の抱える諸課題等に関して、学内外の講師を迎えて参考となる事例について講演いただいている。

資 料 目 次

- 資料 1 食物栄養学専攻博士後期課程の設置に関する有識者アンケート（抜粋）
- 資料 2 食物栄養学専攻博士後期課程の設置に関する学生アンケート（抜粋）
- 資料 3 私立大学の特色ある教職課程事例集 pp.139-140
- 資料 4 ハノイ医科大学等との連携協定書
- 資料 5 学校法人十文字学園 十文字学園女子大学・十文字学園女子大学短期大学部就業規則
- 資料 6 食物栄養学専攻博士後期課程の履修モデル
- 資料 7 博士後期課程における履修指導・研究指導の年間カレンダー
- 資料 8 十文字学園女子大学における研究に関する行動規範（学長裁定）
- 資料 9 十文字学園女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程
- 資料 10 十文字学園女子大学・同短期大学部における人を対象とする研究に関する倫理指針
- 資料 11 十文字学園女子大学・同短期大学部動物実験規程
- 資料 12 大学院生室の整備状況
- 資料 13 基礎となる修士課程及び学部との関係図
- 資料 14 中期目標・中期計画・平成 26 年度年度計画（大学院）
- 資料 15 十文字学園女子大学・同短期大学部全学委員会通則規程
- 資料 16 十文字学園女子大学大学評価規程
- 資料 17 十文字学園女子大学外部評価委員会規程
- 資料 18 平成 26 年度大学機関別認証評価認定証
- 資料 19 情報の公表に関する本学ホームページ

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

1) 人間生活学研究科食物栄養学専攻博士後期課程について

平成 28 年度に十文字学園女子大学大学院人間生活学研究科食物栄養学専攻の課程を変更して、新たに博士後期課程を開設し、その入学定員を 2 名とする。

食物栄養学専攻修士課程の在籍学生や修了生等に行った「食物栄養学専攻博士後期課程の設置に関するアンケート」(資料 1) では、「本学大学院の食物栄養学専攻博士後期課程に合格したら、どの程度進学してみたいと思いますか」との問いに関し、33.3% (7 人/21 人) が「進学したい」と回答した。また、「進学を検討してみたい」と回答した数を合わせると 76.1% (16 人/21 人) となる(次項イ表 1)。食物栄養学専攻修士課程の入学定員は 5 名であり、上記のアンケート結果の数値を鑑みると、入学定員 2 名の設定は定員を充足できる数値として適切である。

また、有識者に対する「食物栄養学専攻博士後期課程の設置に関するアンケート」(資料 2) の回答の中には、「貴学大学院に博士後期課程ができますと、私が所属する大学院の院生が修士課程を修了した後、貴学の博士後期課程に進学することもでき、スポーツ栄養学などの分野で管理栄養士として活躍するために高度でかつ専門的な教育を受けることができます」との声もあり、他大学からの進学もあり得る。

なお、栄養・食・健康といった教育研究領域は短期大学家政科の設置以来、強みとしている分野であり、食物栄養学専攻博士後期課程の基礎となる修士課程・学部の学科についても、近年入学者数は安定している(次項イ表 2)。

2) 定員超過率が 0.7 倍未満の既設学科について

本学は平成 27 年度の改組に向けて、平成 26 年 6 月に収容定員関係学則変更が認可され、新学科の設置届出が受理された。その認可申請や届出の中で、入学定員を 100 名から 80 名に減らした人間生活学部メディアコミュニケーション学科及び新設学科で定員 70 名である人間生活学部文芸文化学科の入学定員超過率が 0.7 倍未満となっている。

認可申請及び届出にあたっては、メディアコミュニケーション学科は近年の同学科の入学志願状況をもとに入学定員の設定を行った(次項イ表 3)。また、文芸文化学科は短期大学部表現文化学科の教育研究領域を四大に移行する形で設置したことから表現文化学科の入学志願状況(次項イ表 4)と株式会社進研アドに委託して行った新設ニーズ調査の結果(次項イ表 5)をもとに定員設定を行った。しかしながら、入学志願状況の減少傾向を受けて両学科は近年改組や入学定員変更を繰り返していることから、一般受験生や高等学校の進路指導教諭への学科の浸透度が低く、AO 入試以外の一般入試や推薦入試において入学志願状況が低い状態となっていることが入学者数の伸び悩みにつながっていると考えられる。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

前項アで掲げた客観的根拠となるデータの詳細な内容は、それぞれ以下の表で示すとおりである。

【表 1 食物栄養学専攻博士後期課程の設置に関するアンケート結果（問 6-1）】

問）現在検討中である本学大学院の食物栄養学専攻博士後期課程に合格したら、どの程度進学してみたいと思いますか。

	進学したい		進学を検討してみたい		あまり進学したいと思わない		進学したいと思わない		未回答	
修士 1 年	0 人	0.0%	3 人	60.0%	2 人	40%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
修士 2 年	3 人	50.0%	1 人	16.7%	2 人	33.3%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
修士修了者	3 人	37.5%	4 人	50.0%	0 人	0.0%	1 人	12.5%	0 人	0.0%
その他※	1 人	50.0%	1 人	50.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
合計	7 人	33.3%	9 人	42.9%	4 人	19.0%	1 人	4.8%	0 人	0.0%

※本学大学院修士課程入学予定者等

【表 2 食物栄養学専攻博士後期課程の基礎となる修士課程・学部の学科入学者数】

		平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
食物栄養学専攻 修士課程 (入学定員 5 名)	入学者数	5 人	6 人	9 人	5 人	6 人
	定員超過率	1.00	1.20	1.80	1.00	1.20
食物栄養学科 (入学定員 120 名)	入学者数	136 人	134 人	127 人	140 人	129 人
	定員超過率	1.13	1.11	1.05	1.16	1.07
健康栄養学科※ (入学定員 80 名)	入学者数	118 人	—	—	—	—
	定員超過率	1.47	—	—	—	—

※平成 27 年度設置

【表 3 人間生活学部メディアコミュニケーション学科の入学志願状況】

	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度※
志願者数	150 人	186 人	201 人	204 人	255 人
受験者数	124 人	180 人	177 人	200 人	247 人
合格者数	121 人	171 人	177 人	199 人	245 人
入学者数	50 人	61 人	87 人	101 人	145 人
入学定員	100 人	100 人	100 人	100 人	110 人
定員超過率	0.50	0.61	0.87	1.01	1.31

※平成 23 年度に社会情報学部コミュニケーション学科を人間生活学部メディアコミュニケーション学科に改組。平成 22 年度については、社会情報学部コミュニケーション学科の数値。

【表 4 短期大学部表現文化学科※1の入学志願状況】

	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度※2	平成 22 年度※2
志願者数	64 人	71 人	87 人	110 人	140 人
受験者数	64 人	70 人	86 人	109 人	107 人
合格者数	64 人	70 人	86 人	109 人	107 人
入学者数	55 人	62 人	81 人	97 人	100 人
入学定員	140 人	140 人	140 人	140 人	140 人
定員超過率	0.39	0.44	0.57	0.69	0.71

※1) 人間生活学部文芸文化学科の前身。平成 27 年度に短期大学部表現文化学科を発展的解消し、

学生募集停止とし、その教育研究領域を四大に移行し文芸文化学科を設置

※2) 平成 24 年度に短期大学部文学科を表現文化学科に改組

【表 5 (株)進研アドによる新設ニーズ調査(高校生編問 19)】

問) あなたは「十文字学園女子大学文芸文化学科(仮称)」に合格したら、
どの程度入学してみたいと思いますか。

入学して みたい		入学を検討 してみたい		あまり入学したい と思わない		入学したいと思 わない		不明	
90 人	5.1%	381 人	21.8%	662 人	37.9%	568 人	32.5%	48 人	2.7%

〔調査概要〕

a) 調査目的：設置を行う学科に対する高校生の評価や入学意向を探る。

b) 調査方法：高校留め置き調査

c) 対象条件およびサンプル数

対 象 者：高校 2 年生女子

依 頼 数：21 校（埼玉県 16 校、東京都 4 校、宮城県 1 校）2,837 人

有効回収数：16 校（埼玉県 12 校、東京都 4 校）1,749 人

d) 実査時期：平成 25 年 10 月 7 日（月）～平成 25 年 11 月 12 日（火）

e) 主な調査項目：受験校選択の重視点／十文字学園女子大学の認知度／十文字学園女子大学の特色評価／新設学科に対するキーワード評価／新設学科の特色評価／新設学科への興味・関心度／新設学科への入学意向度

ウ 学生納付金の設定の考え方

初年度学生納付金は 85 万円とし、その内訳は入学登録料 10 万円、授業料 60 万円、実験実習・教育充実費 10 万円、施設費 5 万円である。これは人間生活学研究科食物栄養学専攻修士課程と同額である。また、近隣の同分野の大学院と比較しても低い水準となっている（資料 3）。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

1) 人間生活学研究科食物栄養学専攻博士後期課程

本学では、全学的な学生募集活動の充実を図り、その効果をより高めるため、学長の下に学生募集戦略室が置かれ、また、企画（募集）担当副学長及び入試担当副学長の両名で所管する募集入試委員会が設置されている。学生募集戦略室で決定された学生募集に関する方針や戦略について、募集入試委員会で大学院や学部にも周知され、実行に移されている。

学生募集戦略室及び募集入試委員会を庶務する事務組織として、学生募集部・学生募集課、募集広報課及び入試部入試課がある。学生募集部は、学生募集に関して企画・立案を行い、教員や在学生と一体となって学生確保に向けた諸活動を行っている。大学や大学院の情報については、学生募集部の活動の他、大学案内や大学ホームページ等でも、教育目標や学びの内容、学納金などに関する情報を周知している。また、入学者受入方針については学生募集要項や大学ホームページにて、入試情報については入試ガイドにて明らかにしている。

人間生活学研究科食物栄養学専攻博士後期課程の学生募集について言えば、「食物栄養学専攻博士後期課程の設置に関するアンケート」で「入学したい」と回答した食物栄養学専攻修士課程の修了生等に対して募集活動を行って入学定員を充足させていくとともに、「入学を検討したい」と回答した層が「入学したい」層となるように、食物栄養学専攻修士課程での研究指導を充実させていく。

2) 定員超過率が 0.7 倍未満の既設学科

人間生活学部文芸文化学科及びメディアコミュニケーション学科については、以下の取組を行っている。

まず、推薦入試に関しては、高校側に両学科の教育内容・特徴や就職状況等の教育上の成果を効果的に伝え、指定校推薦の比率を高める。また、一般入試に関しては、両学科の教育研究分野は競合大学も多く、本学を受験する受験生の本学の志望順位は第 2 志望以下となっているため、カリキュラムや授業内容の見直し及び教育方法の拡充をすすめるとともに、広報手段を旧来の紙媒体から Web 媒体を中心とした情報発信に切り替えるなどして受験生の大学選択の優先順位を高める。

また、推薦入試や AO 入試だけではなく一般入試も全体的に前倒しでの進学先決定及び受験の傾向が顕著なため、入試日程や入試科目についての全学的な改革を推進しているところである。さらに、高大接続等の大学入試改革の動向を見据えて、新たな推薦入試の形態として、学科のアドミッションポリシーへの理解とそれに合致した入試方法（参加型・体験型・ポートフォリオ型等）の導入を図ることを検討している。AO 入試については、試験型よりコミュニケーション力や学力だけではなく診断的な要素も加えた入試形態の新たな構築を検討していく。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

食物栄養学専攻博士後期課程は、「食と栄養と健康」の分野における高度に専門的な職業に従事するに必要な、自立的な研究能力に優れ、またその基礎となる豊かな学識を有する人材の養成を主な目的とする。

具体的には、下記②で述べる社会的要請と学生個人の経歴を踏まえつつ、修了後には以下に掲げる進路を想定した人材養成を行う。

- 1) 大学教員
- 2) 栄養教諭のリーダー
- 3) 栄養関連制度が未定着の国の栄養の実践活動のリーダー
- 4) 機能性食品等の研究開発者
- 5) 大量調理施設・食品の製造加工現場等における労働安全衛生担当者のパイオニア
- 6) 地域コミュニティ等における健康づくりのための栄養・運動指導者のリーダー

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

食物栄養学専攻博士後期課程の設置を検討するにあたり、栄養・食・健康に関する有識者（大学教員、企業等の研究者、学会や団体の長など 20 名）に「人間生活学研究科食物栄養学専攻博士後期課程の設置に関するアンケート」を行った（資料 2）。

社会的な人材需要の動向については、「食物栄養専攻（D）の教育・研究や養成した人材は、あなたやあなたの専門領域、職場をめぐる状況や問題に対して、どのように資することができますか」という質問の回答から読み取ることができる。

また、「食物栄養学専攻（D）の修了生を、あなたやあなたの専門領域、職場からみて、採用したいと思われませんか」という問いに対しては、「採用したい」が 70.0%（14 人／20 人）、「採用を検討したいと思う」を含めると 95.0%（19 人／20 人）から採用に前向きな回答を得ることができた。

上記①で挙げた具体的な人材養成像に対する社会の要請は以下のとおり。

1) 大学教員

「食と栄養と健康」の分野は、時代を超えて人々の生活と密接に関わる関心の高い重要な分野であり、現在の日本では、生活習慣病対策を通じた国民の福祉の向上はもとより、食の安全・安心の確保、食育の理念に基づく次世代の育成・人々の行動変容支援、和食文化の伝承と普及啓発等々における有為な実践活動の担当者の養成と合わせ、研究活動は極めて重要である。

しかしながら、これらの分野に携わる大学教員、とりわけ管理栄養士等の「食と栄養と健康」の専門職の有資格者、また実務経験や現場研究の実績がある資質の高い教員は不足している。有識者へのアンケートでも、「管理栄養士養成課程の大学・大学院の教員には、質の高い教育・研究を行うために、管理栄養士の資格をもった博士の学位取得者が不可欠であるが、このような人材は現在の我が国において非常に不足しているのが現状である」「管理栄養士で博士号を有し、専門分野における高度な知識と技術を有し、専門性を発揮できる教員

の人材が日本では不足している」との声が寄せられている。

「食と栄養と健康」の分野は将来に亘って重要な教育研究分野であり、その健全な発展は日本国内に留まらず、国際的にも重要であり、そこでの人材育成に再生産という観点で貢献できる大学教員を養成することへの社会的要請は高い。

2) 栄養教諭のリーダー

栄養教諭制度は、学校教育の場で、子どもが望ましい食習慣を身につけ、食の自己管理能力を高めて将来にわたり健康に生活できる知識を育成できるよう創設されたものであり、その活動の成果が期待されている。教員免許制度により栄養教諭の資格を生かした教員は、給食の管理に加えて食に関する指導の職務を担当し、担任教員、地域、家庭と連携して指導を行っている。同制度が開始された平成 17 年度以降、国による配置促進がなされ、栄養教諭は漸増している。

このような状況の中、学校教育の場における栄養・食生活教育の成果を上げるためには、その実践活動で得られた知見を、客観性のあるエビデンスとして取りまとめ、情報発信する力量が求められており、このような現場研究の能力を有する人材の養成は栄養教諭制度の発展をもたらし、延いては国民の福祉に寄与する。

3) 栄養関連制度が未定着の国の栄養の実践活動のリーダー

世界からみた日本の栄養士制度や学校給食制度は優れており、栄養士制度等が未定着の国、特に ASEAN 諸国からは日本の食・栄養の実践活動のリーダーの派遣が求められている。

また、これらの国からは留学生の受け入れも求められており、留学生自身は母国に帰ってから栄養の実践活動あるいは学術研究活動のリーダーとして活躍の道が大きく拓けることになる。

4) 機能性食品等の研究開発者

多種類の特定保健用食品が開発されるなど、健康の維持・増進に果たす食品の機能性が注目されている。さらに、「機能性表示食品」の新制度が平成 27 年 4 月にスタートする中、機能性関与成分をはじめ、種々の食品成分の保健の効果や安全性を科学的手法に基づき評価できる人材の活躍の場が益々広がっている。栄養や機能性はもとより、和食を含む食文化の継承・普及、おいしさ、食べやすさの探求の視点も取り入れた食品の研究開発にも高度の研究能力が求められている。食品企業の研究施設の研究者のアンケート結果でも期待の声が多く寄せられている。

5) 大量調理施設・食品の製造加工現場等における労働安全衛生担当者のパイオニア

大量調理施設・食品の製造加工現場等では、労働安全衛生管理が必ずしも良好ではない。近年、食品加工用機械によるはさまれ、巻き込まれ等による災害が多発し、平成 25 年 10 月 1 日から、食品加工用機械について、作業の特性に応じた安全対策を義務付けた労働安全衛生規則が施行された。災害が多発する背景の一つとして、同分野でのリーダー的役割を果たす人材が乏しいことがあ

げられる。この分野での現場研究に自立的に取り組む能力に優れた人材は貴重であり、パイオニアとして期待される。

6) 地域コミュニティ等における健康づくりのための栄養・運動指導者のリーダー

メタボリックシンドローム対策の標語「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ」から明らかなように、運動指導のための資格・実力をもち合わせた管理栄養士等の栄養の専門家は地域の健康づくりにおいて貴重な人材である。また、超高齢社会を迎え健康寿命の延伸をめざすわが国では、ロコモティブシンドロームをはじめとする老年症候群対策においても同様である。

有識者によるアンケートでも「食品で健康寿命を延伸しようとする動き」「高齢化・長寿社会を迎え栄養問題は重要な課題」など健康寿命の延伸と栄養・食の関係について述べられている回答は多数見られた。

すなわち、自立的な研究能力に優れた人材、すなわち、現場研究を実際にプロモートし、健康づくりにおける栄養と運動の相互作用における新たなエビデンスを発見し、それらの知見をもとに健康づくりのプログラムを提案し、その効果を評価できる人材が求められている。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等				
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	保有 学位等	現 職 （就任年月）
一	学長	ヨコスカ カオル 横須賀 薫 ＜平成23年4月＞	教育学 修士※	十文字学園女子大学 学長 十文字学園女子大学短期大学部 学長 （平成23年4月）

教 員 の 氏 名 等											
(人間生活学研究科 食物栄養学専攻 博士後期課程)											
前判定 結果	調 書 番 号	専任等 区分	職 位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	保有 学位等	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単 位 数	年間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数
D可	1	専	教授	イケガワ シゲキ 池川 繁樹	博士 (医学)	健康科学特講※	1前	0.4	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 健康栄養学科 教授 (平成21年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		
D可	2	専	教授	イデ タカシ 井手 隆	農学 博士	食科学特講※	1前	0.4	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授 (平成21年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		
D可	3	専	教授	イワモト タマミ 岩本 珠美	博士 (栄養学)	栄養科学特講※	1前	0.4	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授 (平成21年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		
D可	4	専	教授	クリサキ ジュンイチ 栗崎 純一	農学 博士	食科学特講※	1前	0.5	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授 (平成18年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.3	1	食物栄養学特別研究		
D可	5	専	教授	コバヤシ ミチコ 小林 三智子	博士 (歯学)	食科学特講※	1前	0.4	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授 (平成14年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		
D可	6	専	教授	シムラ フミオ 志村 二三夫	保健学 博士	栄養科学特講※	1前	0.4	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授 (平成14年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.3	1	食物栄養学特別研究		
D可	7	専	教授	タカハシ マサト 高橋 正人	博士 (医学)	健康科学特講※	1前	0.4	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 健康栄養学科 教授 (平成26年9月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		
D可	8	専	教授	タナカ シゲル 田中 茂	博士 (保健学)	健康科学特講※	1前	0.4	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授 (平成14年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		
D可	9	専	教授	ナガオ アキヒコ 長尾 昭彦	博士 (農学)	食科学特講※	1前	0.3	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 健康栄養学科 教授 (平成27年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		
D可	10	専	教授	ナガサワ ノブエ 長澤 伸江	博士 (医学)	栄養科学特講※	1前	0.4	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授 (平成16年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		
D可	11	専	教授	ナガラ ヒデコ 名倉 秀子	博士 (学術)	食科学特講※	1前	0.4	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授 (平成14年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		
D可	12	専	教授	マツモト アキヒロ 松本 晃裕	博士 (医学)	健康科学特講※	1前	0.8	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授 (平成26年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.3	1	食物栄養学特別研究		
D可	13	専	教授	ヤマモト シゲル 山本 茂	保健学 博士	栄養科学特講※	1前	0.5	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 教授 (平成23年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		
D可	14	専	准教授	ナカムラ サダコ 中村 禎子	博士 (医学)	栄養科学特講※	1前	0.3	1	十文字学園女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 准教授 (平成27年4月)	5日
D ㊦				食・健康と栄養の科学総合特講※		1後	0.1	1	食物栄養学特別研究		

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 本立の文字若しくは尚等専門字の収容定員に係る字別の変更の認可を受けようとする場合若しくは抽出を訂正しようとする場合又は文字等の設置有りの事項の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	3 人	4 人	3 人	3 人	13 人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	人	人	1 人	人	人	1 人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	人	3 人	5 人	3 人	3 人	14 人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。